

## 日本ファシズム体育思想の研究 (II)

保健体育科教育教室 入 江 克 己

### はじめに

前稿 (I) においては(1)昭和20年代におけるファシズム批判とその論理 (2)大正自由体育の思想的限界 (3)日本ファシズム体育思想の一般的特質とその発展段階を明らかにするとともに、昭和初年から昭和6年の満州事変までをファシズム体育思想への移行期として規定し、(4)この移行期における体育思想の変容の過程について触れた<sup>(1)</sup>。

本稿では満州事変から昭和12年の日中戦争までを移行期の第2段階としてとらえ、この段階におけるファシズム体育思想への模索の過程を明らかにしたい。

一般にこの第2段階は、なお自由体育の余波が残り、自由体育の方法理念である自動、自律、個性、創造、興味等といった観点から従来の体育は形式主義、画一主義、また束縛主義的であるとして批判されていった。しかしながら、これらの教授法批判は、原理的批判を欠くことによって篠原助市の意志的体育論の提起やナチス・ドイツの国家社会主義体育論の移入を契機に唱導されていった国家主義的、民族主義的体育論など、総体としての日本精神主義体育思想に包含されていくことになる。

### 2. 満州事変とファシズム体育思想への模索

#### 1. 満州事変と体育のファシズム化過程

##### (1) 満州事変と軍部の台頭

昭和6年9月、中国軍は奉天北方の柳条溝で満鉄線を破壊し、日本軍守備隊を攻撃した。いわゆる満州事変の勃発である。この事変は、昭和初期における資本主義の全般的な危機が深まるなかで既成ブルジョア政党、地主政党、なかでも国内の階級的矛盾を中国大陸への武力的進出によって解決しようとしていた軍部に絶好の口実を与えることになった。折から満州問題は、重大な転換期にあった。もともと満州問題は、日清、日露戦争以後絶えず日本の運命と結びつけられてきたのである。満州は、「十万の英霊、二十億の国帑」の浸みこんだ「聖地」というイメージを国民の脳裡に浸透させ、かつまた軍閥の割拠する中国の近代的な統一国家形成の遅れという条件も加わることによって、満州が本来中国主権下に属する領土であることを忘れさせるほどのものであった。そして「大満州の広茫千里互寒の野<sup>(2)</sup>」に熱血を躍らすというようなロマンティシズムは、絶えずアジア主義の底に流れていたものであった。

こうした危機的な状況の下で軍部青年将校たちは、独自に天皇親政下における国家社会主義の断行をめざして思想運動を展開し、それを地盤にしながらか次第に政治への介入を画策していったが、その思想的原理は、ほかでもない北一輝の「日本改造法案大綱」（大正12年）による国家社会主義であった。

こうして軍部、なかでも陸軍の中央上層部は、昭和6年の3月事件、満州事変後の10月事件など一連のクーデター事件をてことして対満州侵略の具体的な構想を練り、昭和6年6月には「対満方策」を決定する一方、満州における作戦開始の時期を昭和7年とすることを想定した「満州問題解決方策の大綱」を決定した。その結果、同年6月の中村大尉事件や同年7月の万宝山事件は、満州侵攻に利用され、こうして満州における軍事行動への布石が準備されたのである。この侵攻計画と並行して軍部上層部は、行動へのテンポをはやめ、既成政党に対する攻撃、国内政治への干渉によって国防国家建設への転換を図ろうとした。

満州事変以後、民政党的安達内相は政友会と軍部による協力内閣を提起し、若槻内閣にゆさぶりをかけた。その結果若槻内閣は、昭和6年12月総辞職し、ここに民政党内閣は互解した。この若槻内閣にかわって登場したのが犬養政友会内閣であり、文相に鳩山一郎、陸相に荒木貞夫が就任した<sup>(3)</sup>。ところで政友会は、すでに昭和6年4月に「10大政綱」を発表し、その第9項に「教育制度の根本的改善及思想問題対策」をかかげていた。また同年12月には政務調査総会を開催し、安藤文部政務次官を長とした特別委員会の成案である「教育の根本的施設の改善要綱」が同総会に報告された。この要綱は、「精神教育の徹底」で貫かれており、(1)国家の理想を基調とした人物の陶冶、(2)教授時間と自由時間の適切な調節と自治訓練の精神の涵養、(3)修身、国語、歴史における国民精神、自治精神の陶冶、(4)東洋文化の振興とそれによる思想善導対策が唱われるとともに、教育の実際化、大衆教育制度の確立、労働者教育の普及と拡充が指摘され、教育に対するある一定の合理化を推し進めようとした。しかし、これに対して軍部は、満州権益の擁護、満州八帝国の生命線等といったスローガンを背景に国内における不景気、失業、食糧、人口、農村問題等の解決を陰蔽し、この改革案も軍部の支持するところではなく、実現することなく終わった。

## （2）鳩山文相による思想善導政策

昭和8年3月の国際連盟からの脱退以後、軍部は政治、教育への介入をより一層強化していった。特にロンドン軍縮会議（昭和5年）における兵力削減の決定によって軍部は、その兵力削減という問題を即戦力に対応した軍事的能力の陶冶を教育において実現することで解決することを図ると同時に、文相鳩山一郎は、天皇親政下の国家社会主義イデオロギーによる思想対策を実施していった。それは具体的には教員の思想弾圧となってあらわれていったのである。昭和7年8月の東京における教員検挙以後、10月富山、11月埼玉、新潟、山梨、12月沖繩、大分、昭和8年1月に名古屋、秋田、2月長野等と全国的な規模による教員の検挙が行われていった。そして昭和8年4月には斎藤首相を長とする思想対策協議会が内閣に設置され、同年4月に開催された地方長官会議で鳩山文相は、思想悪化は国民教育上寒心すべきことであると述べるとともに同年5月の全国学務部長会議においても同様の演説を行った。

また思想対策協議会は、同年7月には不穏思想をもつ教職員を徹底的に撲滅すること、という中間報告を発表するとともに、内務省警保局の原案をもとに「教育・宗教に関する具体的方策」を明らかにした。それは第一に国家的指導原理として日本精神を闡明し、これを普及徹底せしめること。

第二に不穏思想の人的、物的取締を厳にして、不穏思想に対する防禦および鎮圧を完くすべき思

想取締方策。そして第三は社会政策によって不穩思想の基盤をなくすというものであった。

### (3) 日本精神主義の作興と体育の結合

この結果、「国体明徴」を理念とする高度国防国家建設のための思想善導があらゆる教育政策の中核におかれるようになり、それに対応して日本精神の陶冶、軍事能力の向上という観点から学校体育、スポーツならびに地方体育運動のファシズム的再編が進行していった。体育運動審議会の答申にもとづいた「野球ノ統制並施行ニ関スル件」(昭和7年3月)は、基本的には思想問題を背景に学生スポーツの隆盛による思想的な拡散現象を阻止するという思想対策としての意味をもつものであった<sup>(4)</sup>。また昭和8年5月1日から3日間にわたって全国体育運動主事会議が開かれ、「現状ニ鑑ミ民衆体育ノ普及向上ニ関シ留意スベキ事項如何」が諮問されたが、席上鳩山文相は、「目下我国は内外共に多事である。此の際体育の振興は一層重要である。独逸の興隆、チェコスロバキア国の国民運動の原動力が体操にあることは思い中ばに過ぎるものがある<sup>(5)</sup>」と揆し、山川体育課長も労働者体育の振興が国家的力にとって大なることを力説した<sup>(6)</sup>。こうした思想的傾向のなかで同主事会議は、その答申において「近時我が国民体育ノ興隆見ルベキモノアリト雖モ其ノ分野ハ学校体育ニ傾キ民衆体育ニアリテハ未ダ不振ノ状態ニアルヲ免レズ而シテ現下挙国振張ノ時局ニ当リ特ニ建国精神ト相結ンデ民衆体育ノ振興ヲ期スルハ尤モ時宜ニ適スト云フベシ<sup>(7)</sup>」と民衆体育と日本精神の結合を強調したのである。そしてさらに昭和9年4月25日から28日の3日間にわたって、やはり全国体育運動主事会議が開催され、同主事会議に対して「体育運動ノ精神的効果ヲ一層増大ナラシムル具体的方策如何」が諮問されたが、栗屋文部次官も国難の打開にとって体育運動の振興が基本的な条件であることを力説している。

「願うに国民の気力を増進し、体力の向上を図らんとする体育運動の振興は、何時如何なる時代に在りましても決してこれを等閑視すべきではないことは申すまでもないのでありますが、現下の如く国情の一般的事態が極めて非常重大なる時機に於きましては、一層その必要を痛感せざるを得ないのであります。

これ、国難を打開し、時局を善導し、国力の充実向上を図るべき根本的要素は実に思想堅固にして気力に満ち、体力旺盛なる国民の一致団結せる奉公的活動に存するものでありまして、体育運動は実に斯くの如き国民活動能力の基本的力量を培養するに必要欠くべからざるものであり、また最も効果ある教育的施設の一つであると考えられるからであります。また体育運動の指導眼目は、これを斯くの如き点に置くことに依ってその重要性が最も明瞭に考え得ると信ずるのであります<sup>(8)</sup>。」

この意をうけて同主事会議は、「我国現下ノ状勢ハ協力一致以テ此ノ難局打開ニ努ムベキナリコノ時局ニ鑑ミ体育運動ノ精神的効果ヲ著大ナラシムルハ極めて肝要ノ事」であるとの方針のもとに「体育運動ノ指導ニ際シテハ従来ノ身体的技術的偏重ノ弊ヲ矯メ一層精神的方面ヲ重視シ徳性ノ涵養人格ノ完成ニ努ムルト同時ニ日本精神ノ拡充ヲ図ル事」を答申し、具体的には「祝祭日国家記念日等ニ於テハ特に全国的地方的体育祭ヲ举行シ国民的意識ヲ宣揚スルコト<sup>(9)</sup>」によって体育のファシズム化を意図したのである。

### (4) 岡田啓介内閣の成立と学校体操教授要目の改正

齋藤内閣による思想弾圧の結果、抵抗運動が弱体化しつつあった昭和9年7月、齋藤内閣は帝国人絹の疑獄事件の責任をとって総辞職し、かわって岡田啓介内閣が登場した。そして文相にはひき続き鳩山一郎が就任した。岡田は政権を担当するにあたって10大政綱を発表し、特に体育について

「日本精神ヲ涵養シ人格ヲ陶冶シ国民体育ノ向上ト時勢ニ適應スル知能ノ啓発トニ意ヲ注ギ文運ノ進展ヲ図ル為ノ教育ノ制度ト實際トノ両面ニ互リ深甚ノ考慮ヲ加ヘントス<sup>(10)</sup>」であることを明らかにした。

そして昭和10年3月に貴族院において「政教刷新ニ関スル決議」ならびに「国体明徴ニ関スル決議」が採択され、同年10月には再度国体明徴の声明を発表し、国体明徴運動が強化されていった。また同年11月には国体明徴理念にもとづいた恒久的な対策を確立する目的をもって文部省内に「教学刷新評議会」が設置された。同評議会は昭和10年12月に57名の委員をもって第1回の総会を開き、諮問事項である「我が国教育ノ現状ニ鑑ミ其ノ刷新振興ヲ図ルノ方策」が討議され、その後9回の審議を行い、昭和11年10月に「教学刷新ニ関スル答申」をまとめたのである。

同答申は「大日本ハ万世一系ノ天皇天祖ノ神勅ヲ奉ジテ永遠ニコレヲ統治シ給フ。コレ我が万古不易ノ国体ナリ。而シテコノ大義ニ一大家族国家トシテ億兆一心聖旨ヲ奉体シ克ク忠孝ノ美德ヲ發揮ス」べきことを明らかにし、そのために(1)「教学刷新ノ中心機関ノ設置」、(2)「祭祀ト政治ト教学」の一体不可分の関係、(3)共産主義、社会主義はいうまでもなく、「西洋近代思想ノ基本タル個人主義、自由主義、権力主義、主知主義、観念論及ビ唯物論等ノ本質ヲ明瞭ニシ」、かつ批判すべきであると述べている。また体育については、「教学刷新上必要ナル事項」として「武道、芸道、作法並ニ我が国芸術ニ関スル教養ハ弥々コレヲ重視シ、以テ精神的情操的陶冶ニ努ムルコト肝要ナリ」と指摘するとともに、「体育運動ニ関スル事項」のなかで次のようにいっている。「我が国古来ノ武道ニ則リ、敬虔、剛毅ノ気風ヲ盛ニシ、公明正大ノ気風ヲ重ンジ、殊ニ選手制度ニ併ヒ易キ各種ノ弊害ヲ除去シ、又ソノ研究ハ単ナル運動ノ機械的、生理的及至心理的法則ノ如キモノノミナラズシテ心身一体ノ具体的法則ノ研究ヲ盛ナラシ、ナホ指導者ノ養成ヲ重視シ、コノ方針ノ下ニ体育研究機関ノ内容ノ刷新ト拡充トヲ図ル必要アリ<sup>(11)</sup>。」

これらの答申に示された方針は、昭和11年6月に改正された「学校体操教授要目」に反映されるとともに、日本精神主義的体育論ならびにファシズム体育の擬装的科学論を胎産させる客観的条件をつくりあげていった。この改正された教授要目は、明らかに学校体育を全般的なファシズム体制に向けて再編することをねらいとしていたが、体操、遊戯及び競技、剣道及び柔道等の各教材の統合主義教授、心身の発達段階に即した方法原則、運動習慣や環境、施設等に応じた指導など自由体育の成果を部分的にはあれ吸収しようとしている。

##### （5）地方体育運動のファシズム的再編

学校体育における全般的なファシズム化の浸透と同時に、地方における民衆体育運動に対するファシズム的再編が進行していった。一般にわが国において近代の大衆支配を可能にしたイデオロギーは、家族国家主義と農本主義思想、とりわけ報徳主義精神であったとされているが、この報徳主義は、「官治主義の限界をカヴァーしながら、大衆の体制への自発的服従を喚起する武器<sup>(12)</sup>」としてますます矛盾を深めつつあった天皇制社会の支配的地盤を温存し、かつ強化していった。そしてこの天皇制国家と地方を和合させる中間項として地主層が組織され、その地主機構を媒体としたさまざまな教化団体（報徳会、青年団、処女会、婦人会、在郷軍人会等）の縦割り機構のなかで村民の支配が進行するとともに、この機構をてこにして大衆的体育のファシズム化が推し進められ、大衆支配の補完的機能を果していったのである。

「各府県各市町村に於てその土地、その職業、その年令、性に於て適切なる体育運動を創作実行し、春秋二期のお祭りには、神社を中心に体育祭を行っていただき度い。そうすれば今更改って

日本精神等とむづかしい事は云わなくても、民族意識の覚醒、民族の団結は、郷土を中心として、自からその中に養成されてゆくものである。<sup>(13)</sup>」というのが一般的な論理であった。

教学刷新評議会の設置とその答申をきっかけとして国家独占資本主義体制によるファシズムのイデオロギー的支柱が呈示されるとともに、日本精神主義思想と武道が直結したかたちで総体的なファシズム体育政策が展開されていった。

## 2. 自由体育の限界とその方法的継承

### (1) 自由教育の変貌と日本の児童中心義

明治30年代に「活人物」とそのための「自学輔導」主義教育を主唱し、明治教育の画一主義、形式主義を批判した谷本富は、昭和7年にいたって皇室中心主義の国家社会主義を原理とした民族主義に立つことを明らかにした。また「大正自由教育の総決算であり、ブルジョア・リベラリズム教育の頂点<sup>(14)</sup>」に立ち、徹底した自由教育と自然主義体育を実践した「児童の村」小学校の野村芳兵衛も、国体精神と「日本民族性に立脚した皇室中心の協働自治的国民統制としての日本の精神<sup>(15)</sup>」に立った日本主義教育を高唱した。

さらに昭和5年池袋児童の村を本部として野口援太郎、上沼久之丞、入沢宗寿、小林澄兄等が設立した「新教育協会」は、昭和9年に「日本精神と新教育」と題する論文集を発刊しているが、野口援太郎は、その序文のなかで新教育は、自由教育ではなく、日本精神に即応したものであり、児童生活、個性の尊重等は決して日本精神主義教育と矛盾したのではなく、明らかにその教育理念と一致すると説いたのである<sup>(16)</sup>。こうしてかつての自由教育は、見事に変貌をとげ、個性、自律、自由、自治、児童生活の尊重等といった方法原則は、日本ファシズム教育を支える方法論として変容していった。その変質の内的契機については既に触れたところであるが、大正期に標榜された児童中心主義的体育思想は明らかに日本的のそれであった。例えば、高島平三郎、尼子止、吉原藤助、真行寺吉太郎等は、自らの児童中心主義の思想をこう規定した。

「体操科の教授は大體から見て規律的のものである。従つて動もすれば主体を忘れて教授本位になつたり、或は学校本位になつたりする場合が少なくない。尤も体操科の教授要旨中には、『規律を守り、同を尚ぶ』というような社会の要求に基いたものもあるが故に、体操科の教授が規律的であることは少しも差支えないばかりでなく、大に努めなければならない所であるが、往々教師一個の私情から割り出した要求をしたり、或は学校の都合から打算した規律の服従を強いたりすることのあるのは、大に警戒せねばならない事である。

其の他教材の選擇、配当等も生徒の爲めを思つてなすべきことは勿論、器具器械の設備等に至るまで、総て生徒の事情を基礎として之に應ずるようになければならぬ。斯様に体操科教授の主体は生徒其の物であるが故に、一般に此の事を目して児童本位主義であると言われているが、言う迄もなく茲に謂う所の児童本位主義の主張は、彼の極端なる個人主義教育説として喧伝せられている、エレンケイ一派の主義、主張と全く立脚地を異にしているものであることを序ながら述べて置く。<sup>(17)</sup>」

満州事変以後においてもなお従来の伝統的な画一主義、形式主義的体育が批判され続けたのは、一つにはボーデ (Rudolph Bode) の表現体操やブック (Niels Bukh) の基本体操などヨーロッパの新体操の影響を受けたことがあげられるが、基本的には満州事変以後の高度国防国家体制に即した人的資源の計画的陶冶と配置という要求のもとで、教材の系統化、自然主義体操の導入、ダンスの教材化など内容の部分的な近代化は避けることのできない基本的な条件であったことによる。そしてさらには日本精神、国体精神といった日本民族主義精神の育成とその強化においても子どもの生活意識や心理的過程を無視することはできず、大正自由体育の成果を吸収せざるをえなかったの

である。

自由体育の遺産ともいえる個性、興味、自動、自律、自由等といった方法理念がファシズム段階においても登場し、かつスエーデン体操中心の学校体操教授要目が批判され、その改造が主張されたのはまさにその理由によるものであった。ファシズム期に特に叫ばれた「鍛錬」、「錬成」といった理念をただちに機械的、抑圧的方法をもって実践することは現実に不可能であり、また子どもの発育・発達という論理にしたがって実践されることなくしては、国民をファシズム理念に向けて主体的に動員することはおぼつかないとの認識は十分なされていた。こうした認識は大谷武一のことばに伺うことができる。

「以前は、命令に応ずる服従の精神が強調されていたが、今では、命令を待つて行うのではなく、凡て運動なり、行為を自主的に起すべき訓練が重視されるに至った。かくて訓練の内容が被動的から能動的に、他律的から自律的に進んで来たのである。

命令にすなおに服従するということは今日に於てもなお必要な徳目に違いない。然し、今日の社会でもっと必要なのは、命令をまつまでもなく、良いと信ずることは主動的に進んで行くことである。

社会のため、国家のために有益なことは自主的に行うということは更に一步進んだ道徳である。

協同の如きも、高い没我の精神を根柢とせる高い程度の協同働作を要求するようになった。また、これ迄は、体操でも、遊戯でも、教えられた形式を忠実に守りさえすればそれで良かったのであったが、今ではこれに種々と、現在の要求に応ずるように工夫を加え、創意、創造の精神を発揮すべき方面に重点が向けられて来た。されば、新時代体の育としては、指導者がプランを作製して号令を通してこれを忠実に実行させるだけでは十分でない。指導を与えるほか、児童が独りで働くべき機会を与えなければならぬ。

遊競技の如きも、伝統的な規則をただ、忠実に守ることに主力をおいた結果、命令の無い場合の訓練、規約の不備に応ずる修練が欠乏していたために、命令の来ない時、規約の不備な時には正しい行動が出来なかつたのである。されば児童は監視の届く範囲では順良であっても、監視外に立つと急に規律、節制なき別個の人格に変わるのを常とした。斯かる形式的な訓練は、砂上の楼閣の如く信頼し難きものであることを悟り、今では、常にもっと自由で、然かも深い精神訓練を目指すことになったのである。<sup>18)</sup>

こうして「「絶縁的運動を課したり、機械的緊張努力を強いぬこと」、「遊戯性、歌謡性を利用して指導すること」、「模倣性、想像性を利用して指導するが便利である」、「活気を添えるような運動を挿入すること」、「児童心に立脚した指導をなすこと(興味本位)」、「個別的取扱をなすこと」、「自律的態度の馴致をなすこと」等といった原則が何らの矛盾や異和感もなく鍛練的取扱、教練の重視、あるいは「誤れる享楽主義、自然主義に陥ってはならぬ<sup>19)</sup>」という論理と並置されるのである。

## (2) 現場における形式、画一主義体育批判

昭和7年5月20日から24日にわたって第38回全国訓導(体育)協議会が東京高等師範学校で開催された。この協議会でさまざまに議論されたテーマならびにその内容は、この段階の教育現場における体育実践の一つの傾向をあらわしている。例えば、同協議会で報告されたテーマは次のようなものであった。

1. 体育を中心とせる教育の体験を語る 浜松市南尋常小学校 三輪孫治郎 2. 児童生活を基調とせる学校体操の再吟味 秋田市保戸野尋常小学校 佐藤信 3. 学校体操の正道 山口師範附

小 藤屋利胤 4. 小学校体育の再吟味 函館師範附小 岡田源作 5. 学校体操と其の訓練 宮城師範附小 山内猛 6. 体操科指導の規範 青森師範附小 木村定吉 7. 児童心理より見たる体育の内容 京都女子師範附小 松本晴雄 8. 小学校体操指導の反省 山形師範附小 石垣建作 10. 要目の活用と新体操との交渉 福岡師範附小 永野俊光 11. 新体操の意味と私の態度 宮崎師範附小 恒吉了 12. 要目体操にリズムを織り込むことの試案 大分師範附小 大江醇 13. 小学校体操の生活化 新潟師範附小 町田正義 14. 体育の共同社会的訓練 静岡女子師範附小 森井倉吉 15. 体育の一般化に対する私見 千葉女子師範附小 竹田金兵衛 16. 体育合理化への研究 岐阜師範附小 辰己時雄 17. 体験から見た体育 岐阜市明德小学校 時松雄 18. 体操科指導に於ける能率化 姫路師範附小 新田定治 19. 体育指導に於ける形態的指導の一考察 福島師範附小 荻宿敏夫 20. 体操科指導の革新 長崎市長崎小学校 湯川長之助 21. 低学年指導の一考察 静岡県青島小学校 渋谷敏夫 22. 児童の生活と体操 横浜市戸部小学校 渡辺末雄 23. 児童生活に立脚せる我国の体育 長岡市千手小学校 松田安之 24. 農村小学校に於ける児童の遊びと其の指導について 栃木師範附小 石井晃 25. 郷土遊戯 神奈川県上溝小学校 植村末広 26. 自由遊戯の指導について 富山市愛宕小学校 庄司松右衛門 27. 郷土に即したる体育の指導を如何にすべきか 山形女子師範附小 小野寺稔

それらの主張は、興味、個性の尊重、児童生活の重視、自然化等といった観点から従来の画一、形式主義的体育を批判している。例えば、秋田県保戸野尋常小学校の佐藤信は、「新教育に於ては小学校は、児童のための楽しみ場所、愉快的な生活場所、第二の家庭たらしむべしとされ、生活化の声が教育全般に亘って叫ばれている。斯うした時に吾が学校体操を見るに非常に物足りなさを感じるので、平明、月並的なことに属するが今一度吟味する必要がある<sup>(20)</sup>」と述べ、革新すべき事項として「児童生活重視の体操」、「環境の重視」、「女兒の指導」、「個性尊重の体操」を掲げ、児童生活重視の観点から形式主義的な体操を批判している。

「形式それは大事な一面に違いない。然しそれのみにては満足が出来ない。して或はそれ以上大事なものは児童の生活の方面である。児童の生々した活動、心身一如の没我状態、生命の躍動、即ち児童精神が充分緊張し、潑瀾たる元気を以て自活動をつづけ、広い体操場に童心の充ち満ちてこそ、本当によい授業であり、体操であると思う。(中略)技術のみに流れる体操は必ず行きづまりを感じる。吾々は、常に児童生活の中に身を投じて共に学校生活、学級生活を営み、本当に児童を知り、生活を知って指導しなければならぬ。今までよい体操だと称えられたものには見せるが為に行っている、名誉のために行っていると言うものが多くなかったか。活動性に富む、子供等の喜ぶべき筈の体操が往々にしてきられることのあるは余りに童心を無視して形式のみに流れるからと思う。

吾々は、常に独り体操科のみならず、児童の生活のために行うという意図が明瞭に教授の流れに入っていなければならぬ。(中略)つまり児童生活を無視した、精神が弛緩した他律的な活動を強い、潑瀾さを失われんとする体操より脱して、心理学的な興味主義の体操へと進まねばならぬ。<sup>(21)</sup>」

また佐藤は、「個性尊重の体操」という立場から従来の体操は「どちらと言うと、他動的で一挙一動頭より爪先きに至るまで、児童の個性を無視して教師の意志により号令一下、厳格に動作させていたような気がする。無論斯うしたこともその一面かも知れぬが、もっと児童各々の個性に立脚し、個性を発揮するよう努力しなければならぬと思う。

つまり教育的な体操は、人格、個性を土台とし、且それ等を表現する体操であると考えている。画一的な、ロボット式な体操で誰が、どこで、いつ、どんな子供を指導しても同じような体操であるならば、個性味もなく真に教育的な体操と言うことが出来ないのである<sup>(22)</sup>」と主張している。

また山口師範附小の藤屋利胤は、「我が国の体操は解剖学の原則から割出された瑞典体操を主としたものであるが故に、科学的な体育法である点に長所を有しているものの、如何にも直線的であり、束縛的であり、局部的である点に欠点をも有している。心理的に見て児童に縁遠い点が多いだけに興味も少いのである。（中略）大なる原因は、やはり要目の教材そのものが興味の少いもの、児童心理にかけはたれな点を多分に持っているためである様に思われる<sup>(23)</sup>」と、いわゆる教授要目体操を批判し、その批判から「学校体操の改革すべき点」として(1)興味化（リズム化、自然化、競技化）、(2)経済化（能率化）(3)熟練の三点をあげている。

一方山形師範附小の石垣健作は、「最近体育に関する種々の研究、体育の新思潮、新体操の出現等に刺激せられて、今や要目に対する不満、改正の論、体操指導に対する革新の叫びがにわかに喧しくなった<sup>(24)</sup>」が、一般にスエーデン体操は興味に欠け、運動量も少なく、かつ子どもの自然性に反しており、その指導においても「1. 形式的、技術的指導に流れ、唯努力が重んじられたため、児童の自然性、興味が軽んじられたこと。2. 分析的になり、部分的効果を取得することに力を注いだため、全身的に、総合的に教授時間全体を通じての好影響ある指導という点に欠けたこと。3. 訓練的、教練の調子濃厚にして、圧伏的、機械的動作の指導に陥り、児童の自発性が重んじられなかった<sup>(25)</sup>」と批判している。

こうした体育改造論は、この協議会に一貫して流れていたが、その討議の過程で主張されたものには次のようなものがみられる。「教育という広い立場から体操をやって貰いたい。」「児童を凝視し、児童の発達に応じてやって貰いたい。」「不況時代の学校体操だということを考えてほしい。これは文部省に望むことだ。」「文部省へ要目を改正してほしい。イ. 遊戯、競技が少ない。ロ. 体操が多すぎる。」「5年では1年に授業時数150時間位しかないのに71種目の体操をやらねばならぬ。これでは能率の上りようがない。」「知育遍重の弊を除け。」「体操をむつかしくするな。20万の小学校教師は誰でもやれるものであり度い。全身的運動種目を採用せよ。号令を明示し、それはただ標準であることを注意してほしい。連続運動には特別な意義がある。故に其の長所を認めよ<sup>(26)</sup>。」またこの協議会の席上佐々木等、宮田寛造、斎藤薫雄等も従来の体育方法を批判する講演を行っている。佐々木は、「今後の小学校体育」と題してこう述べている。すなわち従来体育思潮は、スエーデン体操、デンマーク体操、ドイツ体操、そしてブック体操と変転きわまりないが、その体育的価値を決定する指標として「体育を必要とする子どもの研究が第一に考慮されなければならない問題である。其處からスタートして立てられたる指導なれば、如何なる体育思潮が襲い来ようと決して心配はない。少しも引摺られることも、恐れることも必要としない。要は内に確固たる力を蔵して置くことが、種々なる思想に対する態度を決定する上に大切なるものである<sup>(27)</sup>」と教材価値を決定する基準の中心に子どもを据えるべきことを力説するとともに、従来の体育を厳しく批判したのである。

「従来の体育の指導法は余りに画一的ではなかったか！之れに対して振り返って見る必要はないか。余りに号令によってのみ動かして居る傾向はないか、彼等子供達は先生の道具？学校否校長の道具？の如く動いて居たことはないか！

只讚辞や奨励の為にのみ動いている傾向はないか！彼等が本当に自分自らの觀念の支配によってどれ丈活動しているか！単なる技術の練磨に止まって居やしないか！小学校の体育は選手養成を主眼として居りはしないか！真に子供達の健康ということに立脚した体育の指導法をやっているかどうかを考えたとき、その真目的に向って居るものが果して全国に幾人居るであろうか！<sup>(28)</sup>」

こうした批判を通して佐々木は、「体育の指導中殊に体操は、従来の矯正的 (Verbesserung) の意味から一步進めて発育的 (Entwicklung) の色彩を濃厚にしたイデー (Idee) を持たしめることが緊



要であると思う。此の一事に想倒するだけでも体育の指導法に大変革が起って来るものと思われる。かくして従来の体育指導法の改善をはかられたならば、子供達は勿論幸福なるかを思うのである。吾人は、一に子供達の幸福の爲めの指導法であることを希望するものである。徒らに教師や学校の爲めの体育たらしめるカモの指導でないことを希う次第である。<sup>(29)</sup>

また宮田も「小学校体育の要諦」について述べ、そのなかで従来の体育教授は官僚的、命令的教授であるとして次のように批判した。

「我国に於ける体育運動の指導に就いて、根本的な改善を要する点は、官僚的指導、教師本位の指導。命令、画一的な指導を止め、教育思想に順応し、一般諸学科の指導傾向と同一方向に向って進ましむることである。この教師本位指導、官僚的な指導が体育運動の指導の型となり、長い間そのままの姿となって居ることは実に寒心に堪えぬことである。(中略)二十有余年の久しき間の教育思想の変化も、我国の教育實際家にはこれを吸収し、消化せんとして眼を円くするほど忙しくあったことを思わせるのである。その思想を實際化せしむることに、如何に苦しんだことであつたかを知るのであるが、体育運動指導には何等反影として現る事もなく、依然として変化を見ず取り残され、そのままの主義の殿堂を堅く守っていたのである。(中略)然るにこの官僚的な指導、画一的、命令的な源を体操の精神に発し、更に発展し、遊戯材料の指導にまでこの精神を発揮し、遂に総ての運動材料指導の上に影響を及ぼし、遂に定まった指導形式を生んだのである。(中略)今後に於ける体育の指導は真にめざめ、団体としての個人と個人としての指導の完全を期し、しかも各個人の人格を尊重し、自由を認め、環境に即し、形式ともに納得出来る程度にまで根本的な改善、進歩を計らねばならぬものである<sup>(30)</sup>。」

同様に斎藤も「毎日の体操時間は児童にとって愉快であり、活々としていなければならない。なぜならば、生々として居り、愉快であるという事は、児童の精神が活躍していることを意味し、体育運動の効果は、単に肉体が運動しているだけでは駄目で、肉体の背後に精神があつてはじめて十分に可能であるからである。然るに従来の大抵の体操の授業は全く其の反対である。児童の運動には何等精神の活躍がなく、ただ強いられるままに操り人形の如く動いているに過ぎず、彼等の顔貌には生氣もなく、喜びのかけもないというような授業が多かつた<sup>(31)</sup>」と批判し、その原因が指導方法の拙劣さもさることながら、教材選択の基準の中心に子どもをおかず、「多少程度を引き下げて児童に強制していたに過ぎない」ことによるものであり、「茲に児童の不満があり、指導の行き詰りがあつたのである<sup>(32)</sup>」と指摘している。

協議会におけるこれらの体育改造論は、大正自由体育の余波をなお受けていたことを示唆しているが、同時にその改造論は、純粋なまでに方法論に限定されている。

### (3) 三橋喜久雄の生命体操論と宮原義見の自由体育論

大正14年に「体育即生活論」のなかで心身一如を「生の本義」としてとらえ、生命発揚の中心的契機として体育をえがくとともにその生命の発揚(心身一如)を人格的發展、文化的發展の根源に位置づけ、そこに自由、自律、自治が存在するとする、いわゆる生命体育論を唱導した三橋は、昭和7年に「小学校に於ける新(生命)体操の学習」を著し、児童中心主義による学習論を主張している。

三橋は、まずその「前語」において「今迄の我が国の体操は、真の人間を陶冶することに、真の児童を陶冶することに於て失敗したと批判せざるを得ない程に遺憾な点が甚だ多いと思います。その據つて来るところの原因を、一二で以て算え盡すことは出来ませんが、併し其の最大の根本因は、

人間の本質の究明を為さず、児童の本位を誤認し、浅薄な人生観、誤った児童観に立脚していたことに存するのではないでしょうか。浅薄な人生観、誤った児童観とは、人間の本質、児童の純粹性を把握しないで、非本質性、機械性を捕えて、この非本質性、機械性を以て、本質性、純粹性かの如くに取り為して来たことに存すると思います<sup>(33)</sup>」と児童観の不在を批判するとともに、体育の存在を子どもの感性の世界に求め、教師——教材——子どもの関係における相互の交感の過程にみいだしたのである。

「体操と云えば只材料のみに就いて考えることであって、之が児童の主観性として作用する働き等に於ては考えねばならぬ、と云うことさえ考えなかったのが事実だと思います。

教師の仕事が、教師と教材と児童との三位一体境に於ける人格体験の作用である限り、教材が児童、教師の作用性と交渉して働く其の作用を考えないで、如何して体操教育が成り立つのでしょうか。

我が国の体操は一日も速に正道に引き戻さねばなりません。<sup>(34)</sup>」

この立場から三橋は、学習の基本原則を(1)自力的、(2)経験の再構成、(3)価値の観念（よりよき）におき、「体操学習とは、教師の体操指導に対応して、児童がよりよき健への意志（顕在的に或は潜在的に）を以って、自力的に其の経験をば構成して行く活動を言う<sup>(35)</sup>」と学習の概念を規定したが、この学習論には明らかにデューイの影響がうかがえる。そして三橋は、「従来一般に児童は、単に教育の客体であると考えられていた。児童は単に教育の対象であって、児童は『学ぶ奴隷』であり、陶冶材の前に蹲まっているものかのように思われていたものが、近来一転して、児童は教育の理想とならねばならぬ。児童は、自己特有の価値と存在権利とを有する人間生活の表現であって、疑わしき未来への単なる準備の時代ではないとの児童観から、児童は教育の主体であると見ねばならぬように、教師の児童に対する態度の根本的変革を促して来た<sup>(36)</sup>」といい、子どもを教育主体とし、子どもの生活とその自由を承認することによってはじめて自由な人格への発展が可能になると力説したのである、そのためには「学習指導の原理」として(1)学校長の自覚、(2)教師も学習者である。(3)教師の協同、(4)教師の自由、(5)種々の教師、(6)学校長の偉大と手腕、(7)教師もまた文化創造者である、(8)教師が児童に対する態度——教師自身が「発展態」であり、教権の乱用を慎む——、(9)教師は一方に偏してはならぬ、(10)児童の活動を発揚する教師、(11)真に自分の体操学習を愛する教師、(12)愛は凡ての困難を解決する、(13)主義・規範を超越する教師、(14)人生の全方面に豊富、深遠なる体験を有する教師、(15)教師の鋭い洞察力、強い直観力を持つ教師、(16)指導法を創作する教師、(17)新時代の教師などの条件をあげるとともに、次のような諸原則を掲げたのである。

すなわち 1. 徹底したる学習生活——自律と協同を重視した生活創造としての体操指導。2. 行為原理——「全心を積極的、有目的に活動させて全自己の発展を図る」こと。3. 接触原理——環境に対して直観・想像・思惟・感応・情操・意志・行為等の作用をもって交渉する。4. 興味原理——（1. 興味は仕事の原動力である。2. 興味は自己活動の指導者である。3. 興味は全人的活動をさせる。4. 興味は疲労を防止する。5. 興味は学習を生活化する。6. 興味は人の若々しさを持続させる。）5. 創作原理——自己経験の改造（1. 創作には他律的拘束の脱却と自律の必要。2. 創作には精神統一を必要とする。創作には生理作用の促進を必要とする。）6. 発展原理——自己発展の学習である<sup>(37)</sup>。

最後に三橋はこう結んでいる。「新体操の学習は、全心を積極的に活動させる霊肉交渉の具体的、有目的の作為原理に依って『我は行う』の立場に出発して、環境を体育的に純真なるものとして攝取して接触原理に発展し、興味原理によって強い、活発なる学習態度を持続し、最も新鮮にして全我的の創造生活へと無限に発展原理によって生活を全一的に発展させる所に学習生活が成り立つ

のである<sup>(38)</sup>。」

また宮原は、「体育教授法原論」(昭和7年)において「教授法の理想」として「自発活動と体育」の結合を強調し、(1)巧利的見解と自発心、(2)求知的欲求と自発活動、(3)活動の満足と自発活動、(4)環境の整理と体育、(5)自由と体育、(6)興味と体育、(7)本能と体育、(8)創作と自発活動等について触れる一方、「ヘルバルト以来は、教授上興味と言うことを尊重して来たものであるが、最近に至って学習動機の尊重すべきものであるとか、或は創作教育、創造教育、自学自習等の唱導される様になったそのものは、被教育者の自発活動を要求することが、教授上に於て最も大切でなければならぬと言うことを認めているものと言ってよい<sup>(39)</sup>」と述べ、さらに「従来体育の実際に見る様に、何等体育そのものに自覚することなく、その活動が受動的であっては到底体育の目的を達することは不可能<sup>(40)</sup>」であり、「現今体育教授の欠陥は只肉の合理的訓練に没頭して、一定不変の興味なき、自由なき教法を用い、以て児童の心理に合致する教法を用いなかったがためである<sup>(41)</sup>」と批判した。そして教授＝学習の過程における個性と自由の意義について次のように主張している。

「この個性は、彼等の自由活動の中にて最も観察し易いものである。この自由のないところに人間の自発的活動の存在することはない。拘束的なところに自発活動なきは明らかなことである。従来体操教授と言え、意志的、拘束的運動がその過半を占め、彼等の自由的な運動を尊重することが至って少ない。自由な遊戯教材の様なものは、時間の終りに単なる附加物として課せられていた観がある。斯様な教法のみをとることは、余程体育そのものに自覚あるものに適用すべき教法であって、発達の中途にある児童に採用すべき教法ではない。<sup>(42)</sup>」

### 3. 学校体操教授要目論争

全国訓導協議会において主張された形式主義的、画一主義的体育批判や個性尊重、子どもの生活の重視、自律的体育の高唱あるいは佐々木、宮田、宮原、三橋等の旧体育批判と個性、自由体育の唱導など、昭和7年のこうした思想的傾向が確かに昭和10年頃までにかけての学校体操教授要目論争もいえる思想状況を形成し、部分的には教授要目の国家主義的性格に対する厳しくと激しい批判——なかでも三橋のそれ——を準備したことは否定しえない。しかしながら、それらの体育改造論ならびに教授要目批判には満州事変前後の全般的なファシズム化に対する危機意識の片鱗さえも見られず、主観的にはどうであれ、客観的にはさまざまな方法論批判も昭和11年に改正された教授要目に吸収されていったのである。

ところでこの学校体操教授要目論争は、中島海によれば既述の全国訓導協議会に対して文部省が「現況ニ鑑ミ小学校ニ於ケル体育運動実施ニ関シ特ニ留意スヘキ事項如何」を諮問し、この諮問に対して同協議会がその答申案の第3項に「学校体操教授要目を改正せられ度きこと」をあげたことが端緒になったという<sup>(43)</sup>。いずれにしてもこの論争は、一つには教授要目に対する批判や不満が鬱積していたこと、二つには政策レベルにおける教授要目改正への動きに触発されたことによるといえよう。そして昭和11年の教授要目の改正は、下からの要目改正への要求と教学刷新評議会の答申にもとづいた国体主義、日本精神主義的体育への軌道修正という上からの要求との統一を政策的意図としていたのである。

#### (1) 三橋喜久雄の教授要目批判

教授要目批判の急先鋒は三橋であった。三橋は、「学校体操教授要目改正の機運如何<sup>(44)</sup>」(昭和5年)のなかで大正15年の改正教授要目を厳しく批判していった。三橋は、まず教授要目は改正以前

にすでにその「生命」を失っていたとする。

「現要目の命は何故に今日もう果ててなくなってしまったのか、私は言う。現要目の命は今日になって、無くなったのではない。もう遠くから無いのだ。いや大正15年5月27日文部省訓令第22号で発表された其の日から、もう既に命は無かったのである。いや実は其日に生れて、其の日に死んだのではない。始めから命を持たないで出て来たものであった。命を持たないものが生れ出る所以がない。命があったから生れたのだと言うかも知れない。それなら、本当は生れたのではない。生れたかのように、出たかのように世の多くの体操界に関係している人々が幻覚的に迷い、認めていたのだ。」

教授要目が本来から生命をもちえなかったその根本的な理由は何にあるのか。三橋は、教授要目が国家権力をもって体育実践の絶対的な服従を要求することにあると批判した。

「私は大正15年5月27日、即ち現要目が発布せられた其の日全国の体育主事緒君と一諸に文部省体育研究所に於て、其の公布の官報を一部貰い受け、研究所長より『質問は多少許すが、意見の開陳は許さぬ。』その仰せを聞き、其より要目を一通り見て、直ちに貰い受けたる官報の上に大書した。『改正要目の根本的大改正』と。私には此の時既に現要目の命を何處にも認めることが出来なかったからである。この日全国の体育主事、体育指導員の多数を集めながら、当局は進んで之を説明せず、僅に質問に応じて其の一端を述べたるに過ぎず、枝葉の運動方法や種目名称の未なる説明に止まり、敢えて改正の精神綱領に関して説明せざるのみならず、会員の希望、懇願並び至りしも、遂に其の公明なる説明も与えずして終った。」

また当局は、「『前要目（大正2年公布のもの）は調査委員の手になりしものを参考として出したものであるが、改正要目は準據すべしとして出したものである。故に前要目は何をしても不問に附して置かれたが、改正要目には絶対に服従しなければならぬ。改正要目以外のものを工夫し、実施するが如きは法令違反であるから、適宜處置する云々』。一体、訓令はいずれにしても訓令で、其の尊重は勿論大切であるが、決して法律の如き絶対服従的のものではない。参考というも、準據というも、訓令の性質から見れば文章の相違に過ぎない。要目は何時でも要目であって、参考にし、準據すべきものである。学校は則ち準據にして形式の盲従を強うべきものではない。」

そして三橋は、研究の自由を擁護し、研究の自由に対する干渉は学校体育の死を意味すると批判したのである。

「惟えば研究は、何所迄も自由であり、討究は勢に満ちていなくてはならぬ。自由討究の無いところには只化石があり、沈滞があり、腐敗があり、死滅がある。我が学校体育、殊に学校体操に於ては此所数ケ年の間、自由討究を蛇蝎の如く恐れ、たまたま之あれば、直ちに之を異端者とし、謀反人として之を体育教育界の外に擯斥して、せめてそれによって体育界の狐墨を守って行うとしていたのである。しかし、既に一葉落ちて天下は秋だ。掃いても、掃いても、後から、後からと葉は落ちて来る。それを掃き盡そうとするのは全く希望のない努力といわねばならない。その時はすでに冬だ。万物の生気が悉く冷たい土の中に蔵せられる時だ。即ち体操界が墓石になる時だ。」

大正15年5月27日現要目の発布せられた当日、文部省体育研究所に於て、而かも所長の口から『此の要目から一步も出てはならぬ。若し出た場合には云々』等と云った事を聞かせられた自分は、其時ワナワナと慄った。其は我が体操界のためにあまりに暴戾的であり、死滅的でもある態度、言葉であったから。其の後も相変らず何という恐ろしき無理解な、頑迷な態度であったろう。私は其の時に既に現要目が発布と同時に沈滞であり、腐敗であり、死滅である事を見出した。」

三橋の教授要目に対するこうした批判は、あたかもその後の学校体育の崩壊を予見していたかの

ような感さえあたえるが、三橋は、「体操教授要目なんて言ったものは全く必要ない。之は實際教育の任に当面している教育者の立場に於て私は斯く言うのである。要目が無ければ、体操の教授指導が出来ない。体操の教授指導は、要目さえあれば之に依って行ふ事が出来る。体操の教材は、要目そのままを児童に持ち運べば体操教授は出来るものであると。斯う言った教育者があるならば、そんな教育者は教員を止めると云うより他ない。少くとも体操教授を受け持つ資格はない」と述べるとともに、体操教材は、文部省の委員などが決めるべきものではなく、教師と子どもの生きた関係のなかで創造されるべきであり、そのためにこそ教師の自由が保障されるべきであると主張したのである。

「要目は一つは不必要、一つは必要。之実は両立場の一体融合する所に真に我が学校体操の運用が生まれ出るものである。即ち教育者の立場にあつては、自己自らに教材を構成するだけの其の實力と熱意を持ちながら、始終尚普遍的、一般的価値の權威に只管敬意を払う向上、真摯と、文部当局にあつては、其の日々の革進、改正の自信を持ちながら、普く我が教育者に全く自由討究凡てを委するの寛容さを持つてする時、即ち之である。」

## (2) 斎藤薫雄の教授要目とスエーデン体操批判

三橋とともに要目批判を展開したのは斎藤であった。斎藤は、「体操界の最近傾向と實際家の使命〜新精神に基づく要目活用の提唱〜」(昭和6年)、「小学校体育現下の問題」(昭和7年)のなかで教授要目ならびにスエーデン体操の画一主義、形式主義的傾向を批判していった。

斎藤は、大正15年に教授要目な改正された当時から、すでにさまざまな批判のあったことを次のように指摘している。

「現要目が其の当時、時代の要求によって組織されたことは言うまでもない。要目の全体を貫く精神は勿論のこと、部分的方面について見るも、此の意味は随所に覗うことが出来る。其の後数年、時代は刻々に変わりつつあるが、今日と雖も要目の組織と全体を貫く精神とは、決して現代の時勢に遅れているとは思えない。のみならず要目の精神は、体育の真義に立脚して、我が学校体育の永遠の大方針を具現したものと信ずるが故に、たとえ時勢が如何様に変転しようとも、之が根本的に変革されようなどとは、吾人の到底信じ難いところである。しかるにも拘らず、今や要目に対する不満の声は中々に高いのである。しかし此の不満の声は最近始つたものではない。或る一部の人達からではあつたが、要目制定当時に於て、既に可なり大きく叫ばれたのである。それは吾人の公平な観察によれば、たしかに一面の真理を含んでいたと思うが、時期が時期であつたため、何等為にするものの如く思われ、多数の人々からは、むしろ白眼視されたようであつた。

しかし、其の後誰というとなしに、同じようなことが言われるようになり、今日漸く一般して来た訳である。吾人は、無暗に過激な言辞を弄して、強いて平地に波瀾を起すことを好まないのであるが、現時の体操界の危機——吾人は何となくそう感ずる——に際しては、最早沈黙を守るの時機でないことを信ずるが故に、卒直に意見を開陳し、大方の叱正を仰ぎ度いと思う。<sup>(45)</sup>

斎藤の要目に対する批判は、要目が興味と運動量に乏しいスエーデン体操を中心的な教材として、要目実施に伴う財政的基盤の脆弱さ、さらにはその画一主義的性格に向けられた。斎藤は、スエーデン体操における興味の問題についてこう指摘している。

「学校体操に対する根本的な不満は、興味に乏しいという点にある。この点については遺憾ながら私も同感である。体操は、あらゆる体育運動中の米の飯食にも相当すべきものであるから、非常に美味である必要はないが、しかし食べても、食べても食へ飽きないだけの味を有つべきだと思

う。けれども要目の体操は、一般に言われる如く、果してそれほど興味が無いものであろうか。思うに真に体育の必要を自覚し、自ら進んで行くものにとっては、必ずしも興味が無いとは言われ無い。(中略)しかし真に体育の必要を自覚することに困難な、或は不可能な時代にある児童にとっては、たしかに要目の体操は興味的ではない。それは指導法がまずいからだとも言われている。勿論之も真である。或は体操其のものの罪よりも、指導法の罪の方が大きいかも知らない。(中略)しかし現要目の体操が——主として瑞典式——興味が乏しいということは我々の経験からいっても、又児童心理の上から考えても、又鼻氣目に見ても否定し難いところである<sup>(46)</sup>。」

また齋藤は、「要目の第二の不人気は、多くの時間を費して努力する割に、運動量が少いから、従って効果も薄いだらうと疑われる点である<sup>(47)</sup>。」といい、さらに要目実施に伴う財政上の困難を次のように指摘した。

「忌憚なく言えば、現在の要目は我が国の貧弱なる経済状態を殆ど無視した、可成り贅沢なものであると云うて宜からう。此の要目を忠実に実施するためには、設備の点に於て莫大な経費を要するのである。取敢えず主要な器械器具のみ数えて見ても、鉄棒、助木、跳箱、バック、横木、腰掛等がある、之を授業に役立てるだけ設備するには、数千金を必要とし、而も我が国の如く之等を屋外に設備して風雨に晒して置くとすれば、数年にして腐敗することとなり、到底其の維持費の負担に堪えなくなることは、火を見るよりも明らかである。現在我が国の市町村にして教育費の負担過重に苦しまぬ所は殆どないといつてよい現状に於て、体育が如何に重要なりと雖も更に其の為に莫大な金を支出することは何と言つても不可である。」

そして齋藤は、「それ程金をかけなくとも十分に効果ある体育法ありとすれば、貧乏に苦しむ我が国としては、取敢えず之を採用すべき<sup>(48)</sup>」であり、その方法を検討すべきであるとした。

このように教授要目を批判した齋藤は、さらに興味が体育指導の基本原則とし、そのためには自然体操の精神を導入すべきであると主張する一方、いわゆる「努力主義」の体育を次のように批判したのである。

「従来の体育に於ても勿論興味と言うことを無視した訳ではない。然し従来の体育指導は、興味と云うより、むしろ努力ということが第一の原理であった。然し真の努力は、興味であつてこそ初めて可能な問題であつて、全然興味なき事柄に対して努力するということは、心理学上非常に困難なことであることが證明されているのである。仮りに一步を譲つて努力を第一原理とする体育が必要なりとしても、少くともそれは児童には適用されないことである。(中略)或は又国家の危急存亡といったような非常時に於ては、例えば軍事教練の如き努力主義の体育も大いに必要であらう。しかし常時の体育、合理的体育としては、どうしても興味主義によらねばならぬと私は信ずる。<sup>(49)</sup>」

最後に齋藤は、教授要目の画一主義的傾向を批判し、この画一主義によって「土地の事情による最も適切なる指導を望むことが出来ない。即ち体育が形式に流れ、実際の児童の要求に合致せず、或いは経済的に疲弊せる町村に対して徒らに過重なる負擔を懸けるような結果となるのである。例えば助木による運動を是非実施せねばならぬという態度を要目がとるならば、如何なる山間僻地と雖も助木を設備せねばならず、其の経済的負擔に苦しまねばならぬ<sup>(50)</sup>」と指摘し、要目はあくまでも教師の自由を保障すべきであると主張した。

「若し今後要目が改正されるとするならば、理想として吾人は、(中略)従来の要目よりはもっと自由選択の余地を十分に必要があると思う。

最早我が小学校体育指導者は、昔日のそれではないのである。若し当局に於て未だ此の点に疑問ありとすれば、少くとも各府県の体育は、各府県の体育主事の方々に任し、彼等の自由選択の余地

を十分ならしむるような態度をとるべきであろうと思う。従って要目に採択する教材は、従来のものよりも遙かに多くの種類を包含せしめるか、或いは大綱のみを示して細部の採択は、全く自由に任せるような形式にすべきではないかと思うのである。<sup>(51)</sup>

### (3) 園部農夫の日本精神としての要目論

三橋、宮原、斎藤等の要目における中央集権的性格に対する批判とは対照的に園部は、「日本精神に生きる体操要目の活用」(昭和9年)と題して日本精神主義にもとづいた教授要目の実践を主張したのである。

園部は、「要目は我等の指針である。即ち換言すれば、我等体操教師の道徳的要目活用の精神である。(中略)然らば要目の真精神とは国家意識であって、『国家が学校体育を通じて国民の心身を向上せしめる為に方向を示したものである』<sup>(52)</sup>」と規定し、体育の現実には軽佻浮華に流れていると批判する。

『体育を以て国民精神作興に資す』の一言は非常時日本体育の標識である。此の精神に立脚して我々学校体育にたざざされる者は、体操要目を如何に正しく活用し、如何にして日本精神に合致せしめるかを研究しなくてはならない。然るに世の浅薄なる分子は、新しきを求める事急にして自己の使命を忘れたる者が甚だ多い。私は新体操の基準たるニールスブックやボーデの体操を悪しとはしない。其の研究又我々に取っては必要である。

否此の研究は、専門家として当然しなくてはならぬ。

されど我々は、此等を研究する前に、彼等の国情を研究し、彼等の体操の地位を考えて見なくては行けない。然して今一度日本体操界の現状に目を注ぐべきである。即ち、要目に対する我々の活用法如何。其の精神如何。然して彼等の体操は、我々の立場は。果して我々に此の準備と正論の確立に努力しているか。不幸にしてさにあらず。ニールスブックの来朝、あの華美なる宣伝体操の結果は、時こそ至れりと浅薄体操家の台頭となった。

一に連続、二に連続、盲目的、不合理なる連続体操に現代の学校生徒、児童は全く犠牲となりつつある。学校体操は現在や所謂リズムカル化し、要目は戸棚の隈にほうり込まれて顧みられず、我々は、何處に学校体操に一貫した精神があるか解らぬ混頓たる現状をみせつけられている。<sup>(53)</sup>

このように体育の現実を批判した園部は、「世はいつれを見ても非常時である。我々学校体操指導者は一定の国家の方針に従って、一定の教育を彼等にほどこさなくてはならぬ。非常時に対する方策は挙国一致である。我等体育界にありても国家の指導精神に従わねばならぬ。例え体操要目に改善の余地ありとするも、我々は現在要目の活用に依ってのみ我々の存在なるものを自覚せねばならない。近く要目は改正せられるかも知れない。

これは大家の研究に待つとしても、何處までも日本精神に生きるべき体操要目を活用せしめたいものである。<sup>(54)</sup>」と教授要目への従属を主張したのである。

### (4) 宮田覚造の日本民族主義体育論

一方宮田は、「学校体育の振作について」(昭和6年)、「ブック氏の体操を見つめて」(昭和7年)、「学校体操教授要目の疑義について」(昭和8年)と題する一連の論文のなかで教授要目における国家の方針の遵守と日本民族主義的体育の確立を主張した。

宮田は、「我国の体操の研究の第一歩は指導法である<sup>(55)</sup>」とし、あたかも命令主義あるいは号令主義的な体育を批判するような記述をしている。

「先年来我国の体操の指導を自ら反省し、自ら考えて『教練化せる』体操という言葉で表し、その指導法の改善を叫んで居るのであるが、瑞典主義の体操の真生命は、我国の現行われている如き指導に依って表示さるる体操ではないことに気が附いたのであるが、かく体操の指導の傾向が進み来った原因については仲々興味の多い源があるのではないかと考えられる。一は陸軍側から受けた教練材料とその指導の精神が實際教育に移入されたが、学校体操発達の歴史から見て肯首されるのである。次には指導の方法が教練指導の精神に基づくことが最も入り易く、行い易く、統御し易いということが現在まで進歩を遅延せしめた原因であると考えられる。

この画一的な、命令的な、高圧的な号令主義に依る体操科の指導は超然として進み、学校教育の各科の指導とは別途のルールを走り、全教育の上に、また各科の指導の上に人格主義の教育、自治自由の教育、能力本位の教育、自学主義の教育、作業主義の教育と高唱されても何等の交渉もなく、然かも旧套を脱し得ず、千偏一律の形式に依って行われ、学者も實際家もそのままにおかれた事は恐ろしいほど不思議な事であり、又興味の多いことである。殊に徹底せるこの画一主義は、益々伸展して遊戯の指導にまで進出し、競技指導にまで透徹せる事は恐ろしいほど興味の深い点である。この因襲的な思想を打壊し、諸学科の進むべき道と同じルールの走るべく、身体教育の立場と精神修練の目標とながめて真生命を見出すがためには、實際教育家の研究的態度を新たに、理論と實際との並行を究めて学者の力をかりて猛進せねばならぬ。<sup>(56)</sup>

宮田が抑圧的体育を批判し、かつこの伝統的思想の打破ならびに体育の改造を主張したのは、決して要目の『『改正』』とか『行き詰り』』とか『死の破境』』という言葉にあやつられ、『新』を競う』ためではなく、「現在の学校体操教授要目の真精神を考究し、国家の望む民族発展としての体育の真意<sup>(57)</sup>」を明らかにするためであった。

宮田は、「近来学校教育関係者の間に不健全なる思想を弄ぶものがあるので、実行家を迷いの中に誘導する傾向を見ることは実に悲しむべき事であって、忠実なる実行者、真剣なる努力者に疑う余地を作らしめ、実行を怠らしむることは学校体育振作の害毒者であると言わねばならぬ<sup>(58)</sup>」と批判した。宮田のいう「不健全なる思想」とは、自由体育論ならびに教授要目批判を示唆していることは明らかであるが、彼はそうした全般的な教授要目体制に対する批判を逆に指弾することによって体育の国家主義的統制を要求していったのである。

「吾々国民として体育の自覚的發展を要望するものの真正の態度は、着実なる研究と実行になるのであって、疑義のために実行の怠るが如きであってはならぬ。体操教授要目に対して疑義をさしはさむもの多くは、我国のとった身体教育の根本理念の探求を忘れ、理想達成のために採択された材料、及び材料の取扱方法の形式的方面にのみ走り、自ら疑いを求め、疑いを更に疑い、迷いを生んでいるもの多くを認めるのである。(中略)いうまでもなく体操教授要目は、国家の樹立したる身体教育理想に対して、これを実現すべく、我国学校教育に於ては、『教練』、『体操』、『遊戯競技』の三材料を採択したものである。世界の列強の間にも我国の如く、この三材料を並行的にそれぞれ身体修練の価値を認め、小国民の教養にあたっている民族はない。(中略)然かも我国の教練は、採択の精神から考えても我国特有の真精神が認められるので、我国教練発達の道程から考えても実に尊い生命を把持するものである。<sup>(59)</sup>」

こうして宮田は、究極的には主意主義と主知主義を折衷した日本民族主義体育という理念に到達するのである。

「世界に於ける体操の動きは仲々多方面に互っているものであって、その身体教育の理想とするところには、個人主義、主情主義、主意主義とに類別され、主智主義の体育観は、生理主義、解剖



主義、衛生主義の立場に立って理想の追及にあたるので、それぞれ目的を立て、科学的見地に立って進められるものである。主情主義は、審美的目的を樹立し、感情の陶冶、感覚の美的訓練、感情の表現、自然運動への美化、等それぞれ内的生活を主体として考察を遂げ、表現活動或は律動的運動として人間的完全を図らんとするものもある。

主意主義の体育観は、意志を鍛練し、陶冶することに依って目的を達成するものであると考えるところのものであって、体操に於ける総ての運動は意志活動の伴うもので意志運動であるということが出来る。(中略)然しながら各種の民族には、それぞれ民族の精神が伝統的にはぐくまれもし、築かれもし、進展もされているのであって、この精神と共調し、共鳴するところに依って民族的な真生命を見出すことが出来得るものである。従って個人として霊肉の完全なる発展、進歩はもとより望むところであるが、社会的生存の真義から見たところの完全でなければならぬ。我国体操の身体教育の理想は、(中略)最も妥当性を有するところの主意主義に立った主智主義の体操である<sup>(60)</sup>

このほか大石峯雄は、昭和10年に教授要目の改正においては体操科が「身体的な方面と体操科特有の手段による精神的、人格的、性格の陶冶」を統一する方向がとられるべきであり、その方法は児童の「身体的、心意的発達過程」と対応させる必要があり、「この意図なくして、体操や競技や遊戯が目的」とはならぬと精神、人格、性格の三位一体を強調した<sup>(61)</sup>。また広井家太は、「我国体操科の要旨も誠に結構であるが、一般的の言い現わしの中にも、我国独特の何ものかが含まれて居ってよい様な気がするのである。特に日本帝国と云う国家意識が現われるようにしたいものである。

祖国愛と体育の目標は、特に現時我国に於ては一致すべきもののように思われるのである<sup>(62)</sup>」と国家意識の高揚と体育の結合を説いたのである。

これらのさまざまな教授要目論争には、基本的には体育の本質問題を意識的に捨象し、教授要目に対する批判も自からを方法論の枠内におしとどめ、教授要目を擁護する論理に従属しつつ国家的帰一の過程に自らを組み込むことによって自己の存在理由を自覚するという論理が一貫して働いていた。そうしたなかにあつて三橋の批判は異質のものであつたといえる。三橋のいわゆる教授要目体制への抵抗は以後も続くことになる。

#### 4. ファシズム体育思想への凝集

昭和3年から6年にかけての体育による思想善導論、無産階級体育論、スポーツ・イデオロギー論、そして学校体操教授要目論争などをへて全般的に体育思想のファシズム化に向つて拍車がかけられるようになるのはほぼ昭和7年頃からであつたとみることが出来る。そのきっかけとなつたのは、ほかでもなく篠原助市によつて提起された意志的体育論であつた。それ以後篠原の影響を受けたさまざまな意志的、人格主義的体育論のほか国防体育論、体育による人種改良論、国家主義体育論が主張されていった。一方昭和9年以降においてはナチス・ドイツ下のファシズム体育思想や身体運動学論争の移入による国家主義的、民族主義的体育論とともに、体育科学論が主張されていったのである。

##### (1) 意志的体育論の成立とその影響

###### 篠原助市の自由の概念と意志的体育論

千葉師範学校附属小学校における自由教育の理論的指導者であつた篠原は、昭和7年「教育学研究」に「体育私言」を發表したが、この論文は国家主義、民族主義体育の理論的基礎を与えることになつた<sup>(63)</sup>。

篠原が「体育私言」において基本的に意図したことは、ロック、スペンサー、ヘルバルト派教育学などに代表される従来の教育学が体育を消極的な養護や衛生の領域へと排除し、教育学の体系的な中に包摂する努力を怠ってきたこと、さらにはこれまでの体育論が生理学主義あるいは解剖学主義的な身体論に拘泥し、生命体としての身体の問題を物理＝化学的過程に還元し、「身体的人格的意義」という主体としての身体の意味を欠落させてきたことに対する批判が含まれていた。

この批判から篠原は、身体を主体の「顕現様相」として規定し、身体は心身の統一的体験として顕現するがゆえに「内面的な体験に照らして統一的<sup>(64)</sup>」に把握されるべきであるとしたのである。そして篠原は、この心身の合一的契機を「衝動」に求め、この衝動は決して孤絶的、抽象的に存在するものではなく、常に対象とかかわりあい。対象との関係において「感覚」となり、身体化されると同時に精神化されるとみたのである。しかもこの衝動は、「意志」＝「自我」によって統御され、意志＝自我の内に融合される。その結果、「衝動は意志のもつ意味に分類し、人間的に意味のある活動の一契機となり得る<sup>(65)</sup>」のであり、そこにはじめて人間の自由が存在するというのである。

ここで規定された規由の概念は、篠原が主唱し、千葉師範附小における自由教育の理念となった「自然の理性化」という脈絡のなかにおかれているとみてよいだろう。ちなみに篠原は、「批判的教育学の問題」（大正11年）のなかで自由と教育についてこう書いている。「私は、教育は自然の理性化に導く働きであると考えています。言い換えれば絶対自由な理性の活動を以て自然を支配し、自由を実現して行く、その道行きが人間の発展で、此の発展を導くのが教育であると考えています。（中略）教育とは『引き出す』働きではなく、『目覚めしめる働き』であり、一步々々理性の道に『引き上げる』働きであります。然るに理性による自然の統制は、これやがて自由でありますから、教育は他の面から見れば、一步々々自由を実現せしめ段々自由の領域を拡大せしめて行く、そうして絶対自由の境地を最後の標的として進ましめる働きであると申されます<sup>(66)</sup>。」

また篠原は、手塚岸衛の「自由教育真義」（大正11年）に序文を寄せ、そのなかでこういっている。「『多態の先験的综合』、これが自由の本義であると私は考える。理性の必然性に基づいて多種多様な意識現象を統一する活動を私どもは真に内から動く活動として意識する。そして此の意識が即ち自由の意識であり、若し部分的意識現象が理性の心核に統一した状態が自覚であるとすれば自覚の外に自由はない。自由とは動もすれば誤り解せられているように、無原因の偶然ではない。

同時に因果の鉄鎖に縛られた機械的必然では固よりない。心の奥から動く理性の統一的活動の体験、是れが即ち自由である。故に自由とは自由であって、同時に又必然である<sup>(67)</sup>」

こうして篠原は、身体は「衝動体」として意志、即ち理性によって支配され、かつ理性に服従すべきものであり、したがって身体は意志の表現形態となり、そこに身体的人格的意義が存在することの結論に到達する。この立場から篠原は、体育とは「身体をして意志の完全な表現形態たらしむること、即ち身体の意志に一致せる統制にある。一言に、身体の意志的形成<sup>(68)</sup>」であると規定し、「精神的教育の一部」に位置づけたのである。

この篠原の意志的体育論は、全般的なファシズムの進行過程において微妙に変容をとげていった。心身合一による体験的な無の境地を表現的世界としてとらえた篠原が国家あるいは民族と対置するとき、それは「民族的自敬と民族的自覚、そして其の究竟地としての愛による自由奉仕<sup>(69)</sup>」へと変貌し、合一、純粹表現の契機として国家、民族への即自的な没入につながっていくのである。

その意味において篠原の「体育私言」をもって自由体育は終熄したとみることも可能である。

篠原のこの意志的体育論は、たんにそれ以後の体育思想のみならず、実践的にも大きな影響を及ぼしていった。例えば愛媛県女子師範学校附小では体育を「身体修練に依る人格完成の営み」として

規定し、体育の目標に「一、全力ヲ盡クセ 一、全体ノ為メニ盡クセ 一、礼儀正シクアレ 一、規則ニ従ヘ 一、審判ニ従ヘ」を掲げ、体育の究極的目的を篠原のそれにおいたのである。

「体育に於て直接の目標となる健康と言うことも、篠原博士が指摘されている様に単なる豚の如き、所謂動物的健康ではなくして、精神のよりよき顕現者としての健康と言う事ではなければならない。実に身体は精神の座であるし、実践の機関に外ならぬのである。従って身体が不健全であれば精神も亦偉大なる発展を遂げる事は出来ない。(中略)斯様に体育に於ける身体に考えを致す時、身体教育と精神教育とは人格の完成と云う究極の目的に於て合致するものである<sup>(70)</sup>。」

そして「体操指導に於ける全力を盡くせの教は、其の意志力を陶冶する上に於て、又忍術力を練る上に於て、是非必要欠くべからざるものであるし、殊に現代日本の国家的、民族的要求からして一層其の切実さを感じざるものである<sup>(71)</sup>」と意志的体育と国家的、民族的要求の結合を強調している。

#### 鈴木菊雄の意志的体育論

また鈴木も「競技の教育的意義<sup>(72)</sup>」(昭和7年)において意志的体育論を主張した。

鈴木は、「教育の目的は、社会の要求によって規定せられるが、しかしこの社会の要求及び目的はすべての時代に共通な基礎を予想している」ものであり、かつ教育の目的は歴史によって規定されるという歴史主義に立つ。ではこの「時代に共通な基礎」とは何か。それは「即ち一切の具体的人格の根本条件、一般の人間の本質—自律的自覚—である」とし、この「自律的自覚」とは「自が自を視、自分の作用を自分の作用として意識する精神の自由」であり、また「必然の外に立って自由に、自己を凝視する行動」であり、「永遠に見つめつつ、成りつつ絶えず自我を実現する主体である」と規定したのである。そして鈴木は、この自律的自覚が「人の発達段階如何に係わらず、恒久に存し、又存し得る」普遍的な人間の在り様であるとみたのである。鈴木は、理念と理想を区別し、理念を「純粹、不変的な形式的なもの」として規定し、したがって教育の理念とは「人の人たるべき本質、即ち純粹な人間性の表現としての人道——各種の普遍的価値に対する各種の精神的能力の意志を中実とする有機的統一——である。

これは個人の発展を阻止し、その方向を示す永遠の法則である。当為の意識に導かれて、価値に対する純粹愛を動機として、あくまで価値を獲得しようとする純粹恒常の意志こそ永遠に動かぬ教育の目的である」という。一方理想とは理念の具体的表現であり、教育の理想は個人と歴史的、社会的要求との統一として表現されるという。つまり教育の理想は、「人格の実現にある。が、その理想の具体的な規定は一方に個人の素質と傾向、他方に個人の運命、個人の歴史的、社会的地位を考え、この両者の理解の上に立たなくてはならぬし、個々の人格は内容上如何なる理想を有すべきかということは、予の規定し得べきでもなく、又規定すべきでもない。それは個性の奥底にひそむ、底知れぬ秘密であるからである」とする。

そして鈴木は、教育とは「狭義の精神の中に霊を実現する作用」であり、また発達とは意志に支えられ、「内自ら求め、自ら悟り、自ら努力する、自由な自覚のより高き発展」であると主張している。

このように鈴木は、決して個性を否定していない。むしろ人格発展の基礎として積極的に評価している。しかし、鈴木においては個性は「国民としての発展」を意味し、「一国の文化(客観的精神)を吸収し、それを通して、一国の歴史的伝統の中によって生きることによって、始めて個性は発展する」のであり、「教育とは、人間愛を動機として完全への意図に基いて行われる前代と後代との関係に於て、客観的精神(文化)を介して、個性の自由な発展、人格の実現、完成に向けられた活動」

であると規定されるのである。

その結果「その理想としての人格を、発展の方向よりみれば、内に良心の命に従うと共に、外権威に服従し(内容的善の根據)、しかも純粋な動機に支えられて、ここに始めて道徳的精神力を有する自由な正しい意志が成立する。この意志によって各種の価値を実現する人格となさねばならない」との結論に達する。

この立場から鈴木は、人格的意志は身体において表現されるがゆえに「身体的な構成力」、つまり堪能が要求され、その能力を陶冶する手段として体育が存在するというのである。「即ち、つきすすむ力としての健康、この力に一定の方向を与え、この力を現実界に適應せんとする能力としての堪能がなくはならぬ。ここに体育の教育の一部としての体育の意義がある。」すでに明らかのように、ここには篠原の影響が伺える。

#### 大谷武一の国防体育論とスポーツ道の提起

昭和8年に大谷は、「常時及び非常時と体育」、「スポーツ道の考察」、「体育改善の根本問題」等の論文のなかで国民体育の目標として「勤労」と「国防」に耐えうる国家的国民の養成を掲げるとともに、そのためのスポーツ道の確立を主張したのである。

大谷は、日本の中国大陸への侵略にとって健康は不可欠な「資本」であり、したがって民族の発展にとって強健な身体が要求されるとして次のように述べている。

「国民体育の目標を端的に言い表わせば『勤労』と『国防』に耐えうる国民の養成の一言に盡きる。然して、現時の難局を打開し、非常時局を救うの道は、国民体育の振興に俟つことが多い。

これからの若い連中は、少くとも、満蒙を舞台として活動しなければならぬのであるが、それには何よりも『健康』の資本は入用だ。また、吾々は、何時でも国家存立の基礎が脅されようとした場合には、武装して立たねばならぬのだが、特に最近に於ける国際関係は極めて先鋭化し、彼の欧州大戦の真前の情態に髣髴たるものがある。何時、ピストルの一発が導火戦となって、世界戦よりも一層惨虐な人種戦にまで展開されるかわからない。

然して、戦争となればスポーツの対抗試合と違い、善戦しただけでは済まされない。石にかじりついても断然捷たねばならぬ。

戦いに捷つ上に、絶対に必要なるものは、言うまでもなく国民の旺盛な意気である。不転退の気力である。然して、これ等の精神力は、頑健な身体から生れるものだ。体力をほかにしては、精力は求め難い。

さて、勤労と言っても、何分にも、或は零下数十度の酷寒と戦い、或は熱風砂塵を捲く満蒙での活動となれば、素より一通りの辛苦ではない。戦争も、昔の華やかな戦闘と違い、今日の戦争は、空爆、毒瓦斯、坑道戦等々凡そ気分を陰惨ならしめるものが多い。然して是等一切の苦難を克伏し、状況を好転させて、よく捷利の栄冠にまで導くためには、それには全国民の不撓不屈、堅忍持久、鋼鉄の如き体力と気力とを要するのである。

『民族の発展』こそは、全国民の果すべき最高の道徳である。苟も日本国民たるものは、この最高善を履行すべく、お互は平素から、体育に留意し、各自の境遇に相応する何らかの体育法を実行し、健体を所有していることが肝要である。昔の聖賢も『治にいて乱を忘れず』と吾人を警めているが、まして、況んや非常時に於てをやである。

されば、お互、体育に関与して、若くは関心を有する者は、先づ吾人の使命の重大なるを自覚し、警鐘を打って、噴火山上に舞踏せる大衆に警告するところが無ければならぬ<sup>(73)</sup>」

こうして大谷は、非常時もしくは国難に「スポーツ道」を主唱することによって対処しようとしたのである。ではこの「スポーツ道」とは何か。

大谷は、その特徴は「スポーツ道のもつ社会性」にあるという。すなわち「社会大衆を対象として考えた場合、今更ら武士道の復活も一団困難だと思うので、簡単直截な武士道に代るべき時代に即した新道徳の誕生こそ願わしく思われる。

然るに、スポーツ道は、その精神の簡明な点に於て、極めて社会的であるから、この意味に於てスポーツ道は、大衆によって広く実行され得る可能性を十分に所有せるものと言うことが出来る<sup>(74)</sup>。」

大谷は、スポーツ道を武士道の代替理念として創出しようとしたのであり、「公正競技の精神こそは、スポーツマンシップの核心とも称すべきもので、スポーツ道中最も代表的な徳目の一つと思惟されている」とし、『フェアプレー』、『ベストを盡す』、『相手を信ずる』という顕著な特質が、スポーツマンシップ、即ちスポーツ道の内容を構成することになる<sup>(75)</sup>と述べているが、大谷は西欧スポーツ理念の日本化を企てようとしたのである。

#### 飯塚晶山の全人的体育論

一方飯塚は、「理想主義より観たる体育<sup>(76)</sup>」（昭和8年）と題する一文のなかで三育主義を批判するとともに、その批判を通して日本精神主義に立った国家的国民の養成とそのための体育の確立を主張したのである。

飯塚は、理想主義とは「常識的には何人も首肯し得られるのであるが、一言を以て之を蔽えば被教育者の人格及び国家、社会、文化の理想を主とする目的観である。即ち教育者及び被教育者の現在の生活を将来及び成人の生活の準備と見、現在の文化よりも一層高き文化を作り出すことを教育の目的とし、従って将来有要なもの、又は将来価値あるものを以て現実を律し、之を支配しようとする目的観」であると規定したのである。

この観点からすれば、今日は「心身両者の全体的教育を力説せねばならぬ」状況に直面している。

その原因は、現代文明がますます発展し、文化が高度になればなるほど一方的となり、「殊に精神的、特に知的方面の偏重を来し、之がため近代文明は柔弱なる肉体生活の為に転覆されんとしている」がためであると飯塚はいう。そして飯塚は、「智徳体の三育を並列せしめるのも英のスペンサー以来の観方であるが、吾人は之を以て満足することが出来ない。実に智育は進取であり、知新であって、徳育は保守であり、温古である。此両者の並進は、必ずや其根柢を体育となすに於て始めて達成し得るのである。身体は常に切実な現実であって、此を無視して何物も存立し得ない。教育が現実的であり、力あるものたらんとすれば身体健康という根柢の上に智育と徳育を施す時に始めて成立する。殊に徳育に於て然りと云わねばならぬ」と三育主義を批判し、知育と徳育の媒介項に体育をすえたのである。

この批判から飯塚は、体育は「身体までの陶冶扶助」を課題とするものであって、たんに健康の増進や身体発育の完成だけを目的とするものではなく、それらのみを目的とした体育は「第二義的価値の実現に止まるもの」であり、それは「理想主義の立場からは厳密な意味に於ける育ではない」とする。その根本的な理由は「身体そのものは、真、善、美の文化価値の体系中本格的なものではなく、第二位的である。間接に其手段となるものである」がためであり、「体育の考え方が若し単なるスポーツの奨励に終り、危険思想防遏の一手段たるに過ぎずとするならば、大なる誤解である」という。

では理想主義の立場からみた体育とはいかなるものか。それは「個性の独自性を啓発、誘導する」

体育であり、心身一如を根源とし、「全人の完成を以て第一主義の目的とし、之が達成せられるためには、原則として第二義の身体の強健が達成されねばならず、それが「吾人が『体育とは人格完成の目的を達成するため、身体の発達及び其の強健を期する具案的作用である』と定義する所以である」と飯塚は述べている。

こうして飯塚は、「『身体を通して』という語は目的そのものの表示ではなくして、目的実現の手段」を意味するものとなり、その結果、例えばスポーツは健康増進のためにのみ存在するということになる。

しかしながらスポーツには「スポーツの目的精神があるのである。競技精神の発揚こそ大切である。武道に於ける武士道の発揮と同じく、体操、教練に於ても日本精神の涵養に努めねばならぬ。

之によって生存競争に対する武器となり、或は自頼、自信の試練となることを得て、茲に立派な日本国民となり、完き人間の養成を期するという第一義の目的を目指すことが出来る」と主張したのである。

#### 奥原政治郎の体育による人種改良論

民族衛生思想の観点から体育による人種改良を主張したのが奥原であった。奥原は、「人種改良と体育<sup>(77)</sup>」（昭和8年）において「国策に乏しい日本。国策に飢えている日本。理想に乏しき日本人。

理想に飢えたる日本人。当座凌ぎ、その日暮らしに、お茶を濁している日本。唯眼の前の一地方、一政党、一階級の利害にのみ拘泥して、大處、高處に立つ国家百年の大計は愚か十年、二十年の計すらもないのである。理想もない。国策もない日本。こんなことでは国家前途が覚束ない」と国家的危機を訴え、国家百年の大計を立てるためには何よりも人種の改良とそのための体育の確立が要求されるとしたのである。すなわち奥原は、「国民体質の優化、大和民族の改良を企図せないで、唯眼前の体育を施すのみでは、如何に苦心し、如何に努力しても割合実効が挙らないであろう。吾人は体育に留意すると共に、他方我が国民族の優化に努力しないと真に体育の効果を収め得ないであろう」と述べるとともに、「体育思想の普及を図りて、之が実行を奨励する」一方、優生学を宣伝して「結婚の合理化を図るべきである」と主張した。

#### （2）国家社会主義体育論の展開

##### 国家社会主義体育思想の移入

昭和6年以降における体育思想のファシズム化傾向は、昭和9年の段階を迎え、より一層先鋭化していった。その具体的なきっかけとなったものは、ナチス・ドイツのイデオログであるジंकレル、ゼネバルト等の国家社会主義体育思想の移入とその影響であった。

ジंकレルの国家社会主義体育論は、「独逸教育に於ける体育の目的に関する論叢」（「学校体育」昭和9年6月号）のほか、「独逸国家に於ける体育（Die Körperliche Erziehung in Deutschland）」

（「体育と競技」昭和9年10月号）、「新しき国家に於ける体育（Die Körperliche Erziehung in neuen Staat）」（「体育と競技」昭和10年1月号、2月号）等の妙訳として紹介され、またゼネバルトの「国家社会主義と体育（National Sozialismus und Körperlich Erziehung）」が「体育と競技」誌（昭和10年4月号）に紹介されている。

ジंकレル等の国家社会主義体育論は、ジंकレル自身「身体教育は全体的教育の要素であり、政治目的を持っている人類学的教育の有機的部分である<sup>(78)</sup>」と規定しているように、体育を国家的、政治的に従属させるとともに、基本的には体育を全体主義教育に再編すべきであるとするものであ

った。ジंकレルは次のようにいう。

「吾々の時代、即ち現代は常に新しい人間を形成、発展させることを要求しているのであるが、若し吾々にしてかかる要求を認めるならば、吾々は種々様々な角度から研究せねばならない。云はば国家的、政治的教育課題を把握することが大切であろう。そして此の如き関係を明かに知るようになると、吾々は身体的教育を全体教育という大きな領域の中に編入することを要求する<sup>(79)</sup>」と。

大石峯雄は、昭和9年を「個人的、自由主義的体育より、民族的、国家的、社会的体育への転換」、すなわち「国家主義体育思想の勃興」として特徴づけ、次のように書いている。

「国家主義的体育思想は、自由主義的、個人主義的体育思想に対立するものである。而して体育が個人と国家との間に存する限り、個人と国家との関係如何によって、或るときには個人的に、或る時は国家的にもなる体育を、国家、民族、社会と云うような領域に於ける一機能として要求するようになったのは、個人と国家、民族との関係に於て、個人は全く国家の肢体（人の身体に対する手足や心臓、肺臓のように）としてみなされ、国家又は民族が全てであり、それ以外に於て『個人は無である』との思想にその根據を持っているのである<sup>(80)</sup>。」

そしてジंकレルの国家社会主義体育思想について「ジंकレルの国家社会主義体育の理論的論述は、既にその名の示す如く、体育を教育学的に検討し、系統的に目的を指定し、少くも国家社会的体育の指導原理を興え、体育の実際に対しては社会的形式を特に促した点に於て時代（歴史）と民族との抱包的把握に対して可成りすぐれた暗示を與えている。理想的独逸人、『新しい人間』の指定によって、体育はかかる人間を教育することに參與し、而もかかる人間が国家と民族の将来を保證する国家、民族の肢体であると云う意味に於て、体育の方法に関して、社会的形式を考慮した点は正しい。而もそれは身体練習 *Leibesübungen* ではなくして、身体教育 *Körperlicheerziehung* である限り、身体面を通して国家的、社会的精神の陶冶をなさんとすることは、現在独逸体育思想の一般的傾向であって、国家社会のための身体訓練たる点に於て、従来の自由主義的、個人的体育思想と断然対立するものである<sup>(81)</sup>」と好意的に評価を与える一方、大石は国家という範疇を逸脱しないかぎり個人主義的、自由主義的体育は存在しうるし、また容認されるべきであるという。

「併しながら体育は、常に必ず国家とか、民族とかの上位の価値を実現するために国家社会のみに従属し、それ等の使命実現の手段であらねばならないとの考えは当を得ていないと思う。国家社会を以て個人を超越し、個人以上の存在者と見、『個人は自分がある中にて教育せられ、国家が考え、感じ、行動するが如く………考え、感じ、行動する』との実証的社会教育学は既に破られている。

個人と社会を分離的に見る思想は陶冶の社会的条件と、社会的生活の陶冶条件とを、しかも、社会（国家）も亦変化するもの、との正当なる予想の下に、国家社会体育も研究されねばならぬ。かくして、全体 *Ganzheit* としての国家有機体とその肢体たる個人との『精神的交互関係、交互作用』を認めなければならない。従って『個人に対して肢体としての自己防衛的権利』を認める以上、個人的体育思想は、体育の国家社会的条件を考慮する点に於て唯の自由主義、個人主義との位置こそ異にすれ、永久に存在すべきものであると思う。

今後独逸体育思想の動きは、ヒットラー政権の確立と共に、統一国家としての独逸の強化をはからんがために、益々国家社会的体育の実現へとその歩をすすめるであろうし、あらゆる体育手段が旧来のそれ等ととり換えられ、又たとえ従来の体育手段が用いられるとしても、その方法上に一大変革を来すはずであろうことは想像にかたくない。

併しながら前述の如く、国家社会的体育にもその範囲力に於て猶個人的自由体育の存在すべき根據があると認めなければならない。唯政権の移動にまかせて、その政治的機構にのみ体育を従属さ

せるときには、広い体育の而も重要な部分がとり残されることになるであろう。<sup>(82)</sup>

このように社会有機体説に立って個人主義的体育の存在への可能性を主張した大石は、日本における国家社会主義体育思想の興隆は「我が国の現状に於ける国家的状勢と、世界の国家社会体育思想の影響と、現在体育の全体機構との三つの関係<sup>(83)</sup>」から説明されると述べるとともに、次のように指摘している。

「我が国体育の全体機構は、その当初より今日に到るまで、大体リベラリズムの下に構成せられたのである。

勿論それには、リベラリズム機構の存在理由がなければならない。国家の安全が保証せられているときは、どこでも自由主義、個人主義がさかえ、国民の総ては個人の娯楽・修養のため、個人の健康、作業の増進のために体育を行い、スポーツを楽しまんとする徒が、団結して一つの自由主義的身体運動社会を形成する。併しながら国民がいつも国家という主体に従属する肢体である限り、国際的に孤立関係にあつて、国家の安全保証が危険に類する時、国民も非常時と云う警鐘をうちならず。従つて体育も亦非常時的形態に順応して非常時機構にかえれという。岡部平太氏は『日本の体育はこれで』はよくないとて、かかる時代性の下に現在の自由主義的体育に痛烈なる攻撃の矢をはなった。その結果スポーツのアマチュアリズムを否定し、(実はリベラリズム、個人主義の否定であるが)『国民体育』の正道として、労働者、農民一般青年の体育を行政的にも、方法的にも行わねばならないことを暗示している。<sup>(84)</sup>

そして大石は、従来さまざまに提起されてきた国家社会主義体育の基本的な問題点は、それらがいかなる体育の存在形式を求めようとしているのか、その理論的根拠が曖昧であると指摘する。

「嘗てブルジョアスポーツとして排撃されたアマチュアスポーツが自由主義、個人主義的なる所以を以て再び国家社会的思想に攻撃されたと云うことは、今年に於けるスポーツ思想の著しい変化である。要するに自由主義万能の後をうけて、国家が国際的孤立に直面し、民族的危機に迫れる現在の国家的状勢に支配された結果、上に挙げた二論文の外に、『体育運動競技の発展を如何に見るか?』、『体育運動競技の統制を論ず』等の論文に於て、体育、スポーツも亦国家のために、貢献すべきことを述べ、以つて体育の指導精神を国家的使命の実現に求めようとしたのである。

併しながら、之等の諸論文を見るとき、体育の国家統制によって何を求め、そのためには如何にするかと云うことについての理論的、包括的論及は今までのところ殆んど見当たらないように思う。

我が国家社会主義的体育運動は、国家の強力、強化と統一を求めんとする国家的状勢に関係していながら、更にその指導理念をヒットラー精神やムッソリーニ主義に仰がんとしていることは事実である。既に述べたようにザンクレルの“Die Körperliche Erziehung in neuen Staat”が多くの雑誌に於て紹介せられたことによつても体育に於ける国家主義的要求が如何に大なるかを推論するに難くない<sup>(85)</sup>。」

大石が国家社会主義体育の理論的欠如とナチス・ドイツの国家社会主義体育論を模倣することの限界を指摘したのは、大石が国家社会主義体育思想を批判し、かつ対峙することを意図したのではなく、国家社会主義体育の理論的構築のためには日本の民族的、国家的理念を把握し、それを包括した体育思想の確立を主張することにあつたのである。

「国家社会的体育は、青年運動と結びつくことが多い。青年の国家奉仕、身体練習による国家観念や、愛国心の養成等は、次のジェネレーションに與えられた当然の義務である。而して私はかかる思想をも国家社会体育運動の一特相であると思う。併しながら今までのところ、それは実践に対する思想的先行にすぎず、従つて如何にして之を実現すべきかの具体的な領域にまで達していない。



然らば如何なる研究の方途が残されているか。

それには先づ寛大なる態度を以て日本民族の精神、日本の国家的使命を把握しなければならない。日本体育は、単に方法上にあるのではなくして、寧ろ日本民族の本質的特性を歴史的に規定し、歴史の背後に流れる力をさぐり出し、ここから日本民族の使命を導き出さなければならない。日本民族の使命を実現するには、如何なる方法を以てすべきであるか。これ等が将来に残され、永遠に解決していかなねばならない問題であろう。<sup>(86)</sup>

このように問題を提起した大石は、わが国における国家社会主義体育思想の確立のための鍵を「体育に於ける精神的意味の高潮」に求め、究極的には篠原の論理に帰着させ、次のように述べている。

「現代体育思想を二つに分けて見る事が出来る。この一つは所謂国家社会的体育思想に属するものであって、国家観念、国家、民族に奉仕せんとするような精神を養成するために、あらゆる有効なる体育手段を利用せんとするもの。他の一つは身体練習を以て個人の品性陶冶、人格の完成、意志の訓練の手段と見る思想である。

此の両者は、身体を精神的形成せんとする点に於て同一である。独逸ではヒットラー精神をあらゆる領域の指導原理として、身体練習を手段として青少年を訓練せんとする傾向が、この国家社会的体育思想に於て十分窺うことが出来る。国家社会的体育は、身体運動を通して、国家の使命を実現し、何時でも国家、民族全体のために喜んで奉仕することが出来る国民を養成せんとする。故に身体練習は常に国家、民族の統一的發展を理念として、かかる理念を実現するに忠実なる身体を陶冶せんとするのである。従って身体的發展を企図するとは全く別に、国家、民族的意志の忠僕たらしとする身体を陶冶する。かかる思想から、『活動的にして、常に国家、民族の上にふりかかった難局に敢然として当ることが出来る人間の教育』を体育の第一目的とするのである。かくて今や『技術的教科としての体育から品性陶冶の教科としての体育にその第一義的な位置を転換せねばならない』。とのジंकレルの思想を理解することが出来るであろう。然るに『精神の教育こそは真の教育である』。との狭義の教育観に立脚して『体育も結局は精神の教育に外ならない』との体育思想が、ここ二、三年の間に非常に強調せられるようになった<sup>(87)</sup>

昭和9年前後における体育の思想的状況をこのようにうけとめた大石は、国家社会主義体育思想の確立に向って模索していったのである。

#### 大石峯雄の民族主義体育論

昭和9年を国家社会主義体育思想への転換の年としてとらえ、ジंकレル等のナチス・ドイツにおけるファシズム体育思想を積極的に受容していった大石は、いわゆる意志的体育を根幹とする民族主義的、国家主義体育論を矢つぎばやに提起していった。

大石の意志的体育への接近は、昭和7年頃からとみられる。大石は、昭和7年5月に「体育に於ける人間の動的及び静的人間<sup>(88)</sup>」という論文を発表しているが、篠原の「体育私言」が「教育学研究」に発表されたのは同年4月であり、大石の意志的体育論には篠原の思想が少なからぬ影響をあたえていると思われる。

大石は、この論文のなかでまず対象的もしくは客観的な身体観ならびに静的人間観にもとづいた体育観を次のように批判した。

「吾々は日常人間性について静的の見解として見受けられたる実際を見たり、又その説明を聞いたりすることがしばしばある。例えば、単に背柱、筋肉及び靱帯についての事柄を以て姿勢の問題を論議したりすることがある。それは解剖台上に於ける発達又は成長を予想することなくして、単

なる事実としての姿勢を取扱うのであって、かかる人間についての静的な概念は人間の行動についての物理的、化学的説明すら為すことの出来ない。まして行動主義の心理学の貢献したこと柄についても全く了解することは出来ないと思う。」

そして大石は、こうした静的な人間観には体育の存在論的契機は見出しえず、この静的人間観は、封建的、王権的權威のもとで絶対的従順を強いる奴隷的個人を作るとする見解を通ずるものであり、またこうした「模型過程 (molding process) は明に人間の本質の根本的事実の無視」であり、「本能から出て来るところの力、及び活動の動機は情緒を通して現われるものである。と云う様なことを全く無視した、人間を無内容的な、それ故に概念的な抽象化された人間の教育に外ならない」と批判したのである。

このように静的人間観を批判した大石は、体育の成立を人間の本能ならびに情緒の制御の過程に見て次のようにいっている。

「人間の性質の動的性質を認識するところの体育の原理は、『芸術の為の芸術』と云う意味を応用することは出来ない。又之と反対に将来の為の道徳を無視する懐疑主義、及び自己表現のみを以て如何に無責任であることもかえり見ないとするところの原理を応用する必要は少しもない。体育に関する最近の見解は、総ての教育を適応として解釈し、本能も又変化し得るものであり、情緒も統禦することが出来るものであるとの基礎の上に立っているのである。此の適応の本質は、個人をして環境に適用せしめ、更に環境をして人類の要求に合する如く変化せしむることである。教育は若し体育なかりせば、速さの欠けた、無秩序な、徒勞に終るであろう過程を促進さすところの教育に參與するものとなるのではないだろうか。適用の問題は近代文明の複雑になるにつれて、増大して来るが故に、体育は効果的な統禦されたる自然性のものにならなくてはならない。然らざれば近代体育の仕事は徒勞に終るであろうと思われる。」

本能ならびに情緒を抑制し、環境に適応していく過程に体育の存在論的根拠を求めた大石は、昭和9年には「競技に於ける意志の訓練について<sup>(89)</sup>」のなかで人間の権力に対する意志を充足する恰好の手段としてスポーツをとらえたのである。

大石は、「試みに問う。何故に競技によって意志を高めることが出来るか。何故に意志が強固になり、陶冶せられるのであるか」といい、それは競技の発生的根源に「闘争本能」が存在するからにほかならないと次のように述べている。

「競争の発生は、実に原始人の間に於ける闘争、競技に求めねばならない。人は独自の活動を通して自我と世界、自我との対立を体験し、その対立の間に怒の情を起因として、或は之と同時に、或は少しく之に先立ち現る著しき闘争本能の発現を見る。闘争——吾々は闘いと云うものを人間の最も深いところに基礎をおくものと見る——は、自己の生存を確保し、又自我的恐威、動物、対敵を防禦すべき原始人の唯一の手段であり、同時に名誉心として表現するところの『権力への意志』を満足すべき唯一の手段であった。」

したがって人間の闘争欲に根源をもつ「競技は権力への意志と密接に関係している。故にスポーツの闘争は古い衝動を働かせ、生存競争に対する最善の予備的段階としての意義を持っている」のであり、「本来『権力への意志』或は、勝利の最高感情に自覚された競技意志は、ひたすら勝利のもつ絶対境へと自我を没入して、最高の程度にまで個人的要求を発展され、人格的活動の最高感情を自覚し、自己の技を現す。吾等はここに到って始めて競技と意志の陶冶に関する問題の入口にまで到達することが出来たのである。」

大石は、明らかに現実を社会ダーウィニズム的現実として是認し、闘争欲と権力への意志を具現

しているとすスポーツによって社会ダーウィニズム的環境に適応しうる「動」的人間の陶冶を主張したのである。大石のこの思想的傾向は、ナチス・ドイツのファシズム体育思想の影響を受けることによって、昭和10年以後においてより一層国家社会主義化し、民族主義化していった。

例えば大石は、昭和10年に「学校体操の理念<sup>90)</sup>」のなかで社会有機体説にもとづく国家社会主義体育論を主張している。そこでは大石は、教育の理念は新時代に即応した「新しい人間」の形成にあるとし、その新しい人間とは人間一般を意味するのではなく、「歴史的に発展してきた民族及び国家の理念に対して奉仕するところの人であって従ってそれは時代と場所によって異っている。故に新しい人とは、新時代の国家的、社会的位置であって、その時代の使命を更に果すことの出来る人、即ち国民を云うのである」と国家的使命に耐えうる人間であると規定したのである。

そして大石は、「吾々の時代は、常に民族又は国家によって規定されているので、国家又は民族と云うようなものを離れた個人を想像することは出来ないのである。各個人は二つの要素、即ち民族と国土、即ち歴史的存在としての国家によって規定されている。こうした意識は、国家が国際的に孤立的状態に陥入り、或は又強国間の平和が互に各国のもろもろの力の均衡状態によって決せられることを認識するとき極めてはっきりとして来るのである。吾々は、従来強く認識しなかったところの国家、民族的意識を実ははっきりと吾々の内に体験することができるであろう」と国家に対する個人の民族的体験を力説するとともに、国家ならびに民族と個人の有機的結合を実現しうる「新しい日本人」が要求されているとしている。すなわち「人は民族または国家、社会の肢体としてのみ人たり得るし、従って今までの国家から独立していると思っていたところの個人は、個人であると同時に民族、社会の肢体をなしている。民族又は国家は統一的にして包括的な有機体である。

個人が人として有機体であると同じように、国家有機体は一定の主とし、之を遂行するに主権とを持っている。従って新しい日本人は、民族的、国家的制限によって規定せられると共に、又個人としての制限を受けている」と。

こうして大石は、「今や教育は、全体のために肢体となって意識的に活動することを痛切に要求して居り、それはやがて身体的教育に対しては全体、即ち民族、国家への意志をば養わなければならなくなっている。かくて新しい日本精神を体し、將に推移しつつある国家の動きに従って、新時代の人間にまだ教育することは、同時に体育の最高目標でなければならない。換言すれば、国家、民族のために新しい国家の理念を追及する国民、その肢体たる人間の陶冶に向うことが学校教育の最高目標である」と民族的、国家的意志の体現者としての新しい日本人の養成を体育の理念に据えたのである。

このように「新しい日本人」の陶冶を提起した大石は、ヒットラーが「我が闘争」(Mein Kampf)のなかでかかげた(1)体育、(2)品性の陶冶、(3)知的陶冶という三大目標を擁護し、「身体と精神の必然的統一、又は実際の統一をば教育目標におくとき、優生学的見地をば第一におくことは当然である」と述べ、この優生学あるいは民族衛生学の観点から「(一)健全なる精神を發揮する事が出来る様に身体を形成する事、(二)健全なる精神及び人格に内在しているところの靈にして形の整った姿を形成すること」が全人教育であり、「従って、新しい学校体育は、身体及び心意を陶冶すると共に精神的陶冶を考えなければならない。その理想は個人の各々の特性に従って各個の個人を完全に生かし、国家、民族にまで貢献せしむるような、動的観念でなければならない」と主張した。

大石においては国家と個人の対立的契機は捨棄され、伝統的な社会有機体説を原理としながらファシズムの要求を実現していく身体の陶冶を体育に課したのである。そしてこの社会有機体説は、必然的に優生学的、民族衛生学的体育観を生みだし、「今や女子に於ても現代の女子らしい女子を目

標にしたい。若くて創造的であり、内面的で健全な女子を<sup>(91)</sup>」といった具合に男女の特性に対応した身体のファシズム的再編を要求していくことになる。

ところで国育的、民族的意志を具現した人間を陶冶する体育とはいかなるものか。大石は、それを「体育即労作教育」として規定し、それは国家的、民族的意志を实践として展開することであると次のようにいっている。

「体育が教育作用に於て非常に重視せられるようになったということは、自他共に評していることである。而もそれは二重の意味に於いて、即ちその一つは人格教育としての体育と、その二は国民的実践力の強化をはかるための体育としてである。

而して人格教育に於て先づ体育と実践との関係を考察せんとするのが、今年度に於ける目立った傾向である。体育が実践と結びつくようになったのは、世界現象の一つである。いずれの国に於ても体育によって国民的又は民族的意志を実現せんもしている。我が国でと体育に於いて著しく実践を尊ぶようになった<sup>(92)</sup>。」

そして大石は、「人格教育と云っても、実は意志が中心となっている。従って本年に於ける体育思潮を見ても此の精神的な問題を度外視するという事は絶対になく、殊に強い意志の陶冶に至っては時代が要求するものであるが故に、我国体育に対する重要な目標としてかけられている。

競技精神を尊重し、競技道を重んじ、武士道を再び現代的に理解せんとする態度は、実にこのことにほかならないのである<sup>(93)</sup>」と意志的実践が人格教育の中心をなすものであり、武士道の現代的把握に通ずるとしたのである。さらに大石は、この意志的実践は労作教育の本質をなす内面的緊張、すなわち「捨身の行」に連るという。

「かかる立場は、直ちに体育即労作教育というような観方にまで導かせるに至った。労作教育が教育学界で学問的に問題にされるようになったのは昭和に入ってからのものであったが、当時は労作を以て特別の仕事であるかのように考えていた。

同時に亦労作教育そのものは、決して日本教育界が必然的に生み出した思想でもなく、専らケルシエンシュタイネル等によって学問的に体系づけられたものが日本に輸入され、そうした学問を模倣的に実用化したのが日本の現状であった。然るに日本の立場を尊重する思想が日本教育の中心、主流をなすに至って、所謂西洋的アルバイトシュレーとは異った立場、即ち『捨身の行』とか『没我的態度』というような形に於て日本精神的労作観が打ち立てられるようになった。労作の貴さをただ労働することに求めず、寧ろあらゆる労作に於ける『内面的緊張状態』を貴び、換言すれば、没我的態度に於て仕事をし、捨身的状態の行をつづけんとするところに労作教育の本道を見出すことが出来る。従って体育も亦この労作的態度をなくしてまことの行たり得ないのである<sup>(94)</sup>。」

このように労作教育をとらえた大石は、体育こそが労作教育の根本をなすものであり、国民的実践力を養成する「行」にほかならないと主張したのである。

「体育にありては先づ児童の普遍的要求と結びつき、この要求に出発して行われるが故に、児童の態度は、まことの意味の労作的態度あり得るのである。（ここで云うところの体育は決して遊びと同一のものではない。）従って労作的態度という点に於て体育を反省するとき、体育は寧ろかかる労作的態度の養成に於ける基本となるものであり、従って体育行の實踐に徹した人々は体育を以て労作教育の根本だとしているようである。

体育が何故にかかる態度を要求するのであるか？体育に於て労作教育的意味を発見し、行としての真を見ようとする根柢は何であるか？更に語を換えて言えば、体育に関する思想家達が口を揃えて、体育によってかかる態度を求めんとする根柢はどこにあるのであるか？この問題に対して最近

の思潮を綜合すれば、体育によって、『国民的实践力を涵養』せんとする意図に外ならないと思う。各種の国民的行動に於て、その行動力は体育によって先ず得なければならないとする立場である<sup>(95)</sup>。」

#### 野口源三郎、岡部平太の日本精神主義的体育理念

野口も昭和9年に「体育運動界の進路を眺む<sup>(96)</sup>」のなかで日本精神主義にもとづいた国防体育の確立を主張した。野口は、冒頭で「近時の如く所謂日本精神の甦生の声高きこと、我等の過去に於ける生活中斯くの如き例は無い。これは我が国に於ける未曾有の思想困難であり、且つ国際的危期として千九百三十六年を目前に控えている為であることは言う迄もない。斯かる時勢に際会して、我等体育に従事している者には如何なる覚悟が必要であろうか」と自問し、その覚悟とは一言にして日本精神主義を原理とする体育の高揚であるという。

「我々にあつてみれば所謂体育の理論と實際とを一層研究し、それを対象に向つて効果的に指導誘掖するも結構なことである。

けれ共一旦我等の従事している体育の内容が、人の体力と気力とに関することの甚大なるものであると考ふる時に、誰れしも国防と体育との關係にまで考及しない者はなかる。ここに吾人は、体育の本質を失わないで、しかも国防に貢献することのできる体育、国防に必要であるところの士気を涵養する体育を提唱するのである。一言にして言えば日本精神に立脚した体育を要望するのである。

吾人は、ここに日本精神について闡明する必要はないが、一応所感を附記すれば、吾人は日本精神を日本の歴史と共に伝統的に發達、凝結し、三千年の長き歴史を辿りて一貫したる日本国民特有の真髓は忠と愛とにあり、従つてこれを実行するに勇と正義の觀念とを必要とし、これを高調するには崇高の勇氣や純潔の情緒を以つてしなければならない。かく吾人は義を知り、理を解し、不義を敵とし、正義を味方とし、剛勇にして優美、素朴にして風雅あり、ここに我等は完全に庶き精神を發見することが出来るのである。

我等は体育を実施し、指導するに當つて、常にこの理想に潤し、この精神を生かすことに依つて、体育の目的を達し、且つ国防に必要な体力と士気とを自ら育むことが出来るものと信ずるのである。

就中体育運動の中のスポーツは、スポーツとしての生命はあろうけれ共、たとえスポーツであっても、指導的立場にあるものが心し、考慮し、不知、不識の間に日本精神をその中に培かつたとしてスポーツは変ずるものではない。(中略) 体育指導者よ、日本精神に体育を生かそうではないか。

かかる体育こそ潺湲として湧き出づる泉の如き生命があり、力強く發展するものがある。」

一方岡部平太は、「俟英出でよ！日本の体育はこれでよいのか！」(昭和10年)において「外来の体育は、未だ十分日本の国民精神に融合されて居らない。云い更えたら外来体育やスポーツの形態の中に十分なる国民精神が打ち込まれていない」と批判し、体育、スポーツのファシズム的支配を次のように擁護したのである。

「ムッソリーニやヒットラーが次から次に体育とスポーツを國家統制下に持ち来そうとする態度に対して、日本の所謂アマチュアスポーツマンは非難を加えようとする。スポーツは國家統制など受く可きでないなどと白昼夢を夢みている連中もある様だ。だが考えて見るがよい。世界の体育史は常に非常時社会状態に於て変革されて来た。

日本に於て今日程國家的、国民的意識の熾烈である可き時はない。ヤーンが出た時の独逸、チルスが出て、マサリックが蹶起した時のチェッコ、スロヴァキアの民族的鬱屈、それらはすべて日本の現状である。今やヒットラーもムッソリーニも断々呼として手をあげて青年体育の帰趨する處を

知らしめている。

全くの趣味娯楽の為にボールを投げ、鞠を蹴り（昔世の動乱を他所にして蹴鞠（シウキク）を楽しむ分卿の一群を鞠阿保と云って居た）、スキーを走らせ、バーを越えると云うなら筆者又何をか云わんや。少しく国家の大局を想い、体育の真髓を窮めんと念願するものには日本の体育界にも俟英出でよ——、日本の体育はこれでよいのか——と絶叫したくなる<sup>(97)</sup>。」

大石は、こうした昭和10年頃の体育思想を自らこう評した。

「私は今年の体育思想が如何に展開するかについて多少の期待を持っていた。体育の国家主義的立場がどこまで展開するであろうか？という問題は、日本人として非常に重要なことであり、又時代性にかんがみてもまことに興味あるものである。

このことに関して私の期待というのは、世界的な体育思潮が日本という独自の領域に於てどう展開するかという点であった。次に最近の傾向から考えて、体育の全態的立場、殊に身体の統一者としての精神的意味に対して、日本は何を要求するであろうか。この問題を解決することが出来れば体育的意味を発見することになるであろうと思ひ、ひそかに心待ちにその展開を待っていたのである。

ところが体育思潮を形成するところの根柢に可成り変化があった。その一つは、国家的事情であり、その二は、学校体育に対する革新事業のために、学校体育が再吟味せられるようになったことである。第一のことについては、所謂日本の非常時的形態が、欧州諸国の危期のために多少危急性を失ひ、寧ろ国家全体が、掛声的の非常時をしっかりと猶予のある態度でふみなおして見ようとする傾向を示して来た。非常時的政策が、もっと恒久的なものに換えられ、その空気に於いて体育が重要な位置を占めようとしている。体育は初めて正常の波に乗りつつあるのである。今年に於て日本の恒久的国策として体育が取り上げられ、政治家と軍部と体育者との協力によって、国民的体育運動建設の気運を少しでも興したことは記念すべきことである。併し、それは未だ発展の端緒にあり、未組織のものである。（中略）二千五九五年に於いて、どうしても忘れることの出来なかつたところのものは、三隈一成氏が投げた『行動主義について』という一石である。氏の論文がどれだけ体育的行動についての根柢を與えたかは、想像以上のものがあると思う。彼は暗示に富む言葉を以て、体育全般、殊に国家主義的体育や純粹スポーツの存在性に対する社会的思考原理を與え、同時に体育の歴史的觀察について考察すべき要点をあげて呉れた。（中略）体育行動について、いかなる理論的説明が與えられるにせよ、日本国の使命に基いて考察され、この立場から体育が要求せられつつあるということは明かなる事実である。従つて体育に関するどんな論文を読んでも、多かれ少なかれ日本主義、と日本精神の顕現という立場から書かれていないものはない。殊に永井道明氏に至つては、我國の体育を憂うるの熱に於てまことに感激させるものあり。氏の日本精神の把握に至つてはまことに敬服に値するものであつたと思う。<sup>(98)</sup>」

昭和10年における体育の思想的状況をこのように特徴づけた大石は、さらにその年には国民体力思想が興隆したが、それは戦争への危機と民族的躍進のためであり、かつその根底には日本精神が流れており、「国民の身体を日本精神的に形成して、而して日本人としての体位を向上せんとするものに外ないのである<sup>(99)</sup>」と指摘するとともに次のように結んでいる。

「日本人の真摯にして、競技や遊戯をも精一杯するという真剣なる態度、真面目すぎるほどによく研究する態度、これ等の総てを綜合した日本精神によって日本人の身体を形成して行くことこそは、日本人体位の向上の真目標ではあるまいか。

日本精神によって日本国民の身体を形成して行くことこそは、日本体育の理想ではあるまいか<sup>(100)</sup>」

と。

### (3) 体育科学論とその性格

#### ナチス・ドイツ下の身体運動学論争

総じて日本精神主的な体育論がさまざまに提起されていくなかで、ほぼ昭和6年から10年にかけて体育学論が展開されていった。この段階に体育学あるいは体育科学が問題とされるに至った、その理由は何によるものなのか。その背景について大谷武一、都筑重雄はこう説明している。

「最近に於ける体育の著しき進歩は、従来稍もすれば体育研究者の墮し易かりし唯物的見地に代うるに、物心並行論、又は、物心一元論の主張が漸次台頭するに至った。体育学は、まさにかかる基調の下に科学的研究をなさんとする所のもので、研究の対象は、諸般の体育現象で、之を介して人性を明にし、以て文化に貢献せんとしている。体育現象とは、人の体育的活動、及び之に伴う設備、制度、環境等を指し、体育上の諸種の形式、作動を始め、体育現象を構成する諸要素及び、体に依る物質的、道德的成果と共に其歴史的過程其他に留意し、以て体育に関する攻究を遂げんとする<sup>(101)</sup>」ものである。

一方栖崎浅太郎は、(1)ドイツ体育大学設立に伴う体育の目的とその科学的根拠に対する要求、(2)時代的、社会的要求——人間の自覚、(3)国民的自覚などによって体育の学的成立をめぐる問題にされるに至ったことを指摘しているが、基本的には、一つには鳩山文相が東京高等師範学校、文理科大学を再編し、師範大学、体育大学の新設を明らかにしたこと、二つにはそのために体育指導者の合理的養成が要求されるに至ったこと、さらに三つにはナチス・ドイツ下における身体運動学の論争に触発されたという三点が考えられる。例えばドイツにおいては1932年にピアシェウスキーが「身体運動と体育」誌に「スポーツ科学は存在しうるか (Gibt es eine Sportwissenschaft?)」と問題を提起し、以後身体運動学の成立をめぐる論争が展開された。そして1934年にはやはり「身体運動と体育」誌にノイマンの「身体運動学は存在するか (Gibt es eine Wissenschaft der Leibesübungen?)」、ローゼンボームの「身体運動学とその目的について (Von der Wissenschaft der Leibesübungen und andern Zeuner)」、<sup>(102)</sup>「身体運動学は存在するか (Gibt es eine Wissenschaft der Leibesübungen?)」、ピンターハーゲルの「身体運動学の方法と概念規定に関する原理 (Grundsatzliches zur Methoden und Begriffstimmung einer Wissenschaft der Leibesübungen)」やプラッツの「身体運動学について (Über die Wissenschaftliche Behandlung der Leibesübungen)」などの論文が発表された。

これらの論争は、ヒットラーが「我が闘争」のなかで明らかにした(1)人間のおよび国民的自覚を喚起し、涵養するための広義の霊的教育、(2)国民的实践力を喚起し、涵養するための精神的教育、(3)国民的实践力を涵養するための体育、というファシズム教育の命題を正当化し、合理化するものであったといえる。そしてこれらの身体運動学に関する理論が昭和9年の「体育と競技」誌を中心としてジंकレル等の国家社会主義体育論とともに紹介され、体育学の成立をめぐる主張となって現象したのである。このドイツにおける身体運動学に関する論争とはいかなるものであったのか。大石峯雄は、この点について次のように触れている。

体育学ならびに身体運動学の成立に対する要求、また理論と実践の統一への要求は、そう新しいものではなく、「十九世紀の中葉、イエーゲル (Otto Heinlich Jäger) は、身体運動学を形而上学及び歴史哲学に編入せんとして、之に対する包括的研究を試みている<sup>(102)</sup>」が、1923年以後カール・デーム、オイゲン・マチアス等の編集による論文集は、「体育の個々の問題についての科学的研究、

特に目下議論されつつある体育問題に対して豊富な経験を有する実際家の寄稿、論文及び研究<sup>(103)</sup>を網羅し、「之をば彼等は“Beitrage zur Turn und Sportwissenschaft”と呼んでいる<sup>(104)</sup>」という。そして大石は、1934年を前後にピアシェウスキー、ノイマン、ツォイネル、ローゼンボーム等の身体運動学の存在に関する論争、プラッツ、ビンターハーゲル等の身体運動の科学的研究があり、他方教育学の立場からの研究としてはカール・ディームの「人格と教育 (Persönlichkeit und Körpererziehung)」、ハーゲマンの「体育による人格陶冶 (Persönlichkeitbildung durch Körperliche Erziehung)」などがあらわれたことを指摘するとともにビンターハーゲルとノイマンの説を次のように、紹介している。すなわちビンターハーゲルは、国家、民族と体育の関係について「身体教育は民族全体を教育する上に絶対に必要なものであり、国家はあげて、此の機能をば十分知ると共に、身体練習の使命を先ず第一に判断すべき位置にある国家は、その可能性、性質、及特質についてはっきりした観念を持つように努力すべきである。従って国家が作業能力についての一層深い知識を得るには、先ず対象に精神を集中すべきである。此の意味に於て身体練習を科学的に基礎づけることは現在政治上にも必要である<sup>(105)</sup>」といい、体育学の構成条件に(1)形成的性質、(2)内在的性質、国家的条件をあげ、「今日の如く国家、民族と体育との関係が密接に論議されるようになり、ここから、民族全体のために体育は絶対に必要であり、国家は挙げて此の機能を知ると共に、身体運動の使命を判断すべき位置にあるので、その可能性、本質、及び特質に就いての明瞭なる観念を持つようにならなければならない。従って国家は身体運動の領域について観察を集中すべきであり、此の意味に於て身体教育及身体運動の科学的基礎づけを得ることは現代の国際政治上にも必要なことであると云う<sup>(106)</sup>。」

こうした条件のもとで成立した「身体運動学の可能についての論争」とはいかなるものであったのか。その一連の論争は、「新しい科学の要求とは、身体運動学のことであり、此の要求につれ身体運動科学 (Wissenschaft der Leibesübungen) の存在及び可能、並にその性質に関する<sup>(107)</sup>」論争であり、「従って今日論争の中心となるものは、体育学よりも寧ろ身体運動学についてである。身体運動学を要求せんとする者の多くは、身体運動 (Leibesübung) の認識それ自身を以て科学たらしめようとしている。

此の見地からすれば本来の体育 (Körperliche Erziehung) は身体運動学の応用であるとする。簡単に云えば、体育を以て身体運動の広い領域の主要なる部分なりとする考えである。かくして教育学が必要な限り心理学や倫理学の理論を応用する如く、体育は身体運動学からその理論を応用するのであって、体育学は身体運動学と別個の立場にあると云うようになった。之は一面に於て身体運動学が存在することを前提とすることにもなる<sup>(108)</sup>。」

しかしながら、これに対してノイマンは、「身体運動学 (Wissenschaft der Leibesübungen) の存在を否定せん<sup>(109)</sup>」とし、また「今日身体運動を対象として多くの科学がそれを研究している。併しながら、ここで吟味されている身体運動の知識は、医学的研究の知識とは別個のものである。身体運動の科学と云う見地からすれば、医学的研究は、その補助科学の意味位しか持っていないのである。同様のことは心理学的考察についても云える。身体運動を心理学的に考察することは、勿論科学的性質を持っているけれども、それは心理学の研究であり、その立脚点は正しく心理学の立脚点たるに止まる。

それは身体運動の全体を研究するものではなくして、寧ろ身体運動に於ける心的現象を研究するのである。それ故に身体運動の科学的体系に於て、心理学的研究は恰も医学的研究のように、ただか、身体運動学の部分的若しくは補助的の科学しか認められない。以下同様に今日運動生理学、運



動心理学なる名称の下に身体運動の研究はあるけれども、未だ身体運動学として独自の科学が存在していると云うことは出来ない。(中略)身体運動の研究が独立の科学と見なされない理由は、身体運動の領域に於けるあらゆる基準及び知識が主観的にして且経験的知識であるということにある<sup>(110)</sup>とノイマンはいうのであると。これがドイツにおける身体運動学に関する論争の概要であるが、体育学あるいは身体運動学の成立可否の問題が民族主義、国家主義の観点から提起されていった点にその特徴があったといえよう。

この段階におけるわが国の体育学に関する論文としては、先の大谷、都筑の「体育学精義」(昭和6年)のほか栖崎浅太郎の「体育学成立の科学的根據」(昭和7年)、二宮文右衛門の「学校体育の統制と堅実なる体育の進展」(昭和7年)、飯塚晶山の「体育学の哲学的基礎」(昭和9年)、大石峯雄の「体育学の存在及其の可能についての問題」(昭和10年)、大日本体育学会の「体育学の性質並びにその可能について」(昭和10年)などがみられるが、大石の論文は、先述したようにドイツの論争の紹介に終始している。

#### 栖崎、二宮、飯塚の体育科学論

栖崎は、先の論文において「人間の自覚、国民的自覚、個性的自覚というものの真の自覚は、実践を通してでなければ起らない。栖に現在の体育に非常に重い責任が課せられるのであります。単に身体を丈夫にするとか、実践力を増すのみでなく、実践せしむることに依って、精神を自覚させよう、魂を自覚させよう、国民的自覚を與えようという、精神の方面に進んで来る。斯くなった場合に、国を甦生させる事が出来るのであります<sup>(111)</sup>」という立場から「体育の目的に關係致しましても、是は体育其のものからではありませぬから、外から借りて来なければならぬ。例えば体育の目的は唯日本の体育の目的が、日本の国の材料という事を考出さず其處から導かない場合、導き出せない。是が基礎になる知識であります、本質的であります。(中略)即ち日本国民の体質学或は日本国民の体格学であります<sup>(112)</sup>」と述べ、体育学の性格をこう規定したのである。

「体育学の任務は、現実の体育に触れて働かなくても宜い。そういう原理を確定するのが、体育の役目であって、理論と実際の体育に分れ、其の理論に基いて活動すれば体育となり、体育学を体育するのでなくて、体育の目標を実現するために研究する組織体が体育学なのであります。<sup>(113)</sup>」

そして体育学を(1)目的、(2)研究法、(3)体育そのものに関する知識、(4)体育の方法に関する知識の4領域に分け、その体育学は、「日本の体育学」にならなければならないと述べている。栖崎のいう体育学とは日本民族の体質学ならびに体格学を包括した体力科学としてとらえられているといつてよい。

また二宮は、民族主義体育の科学化とそのための研究機関の設置を訴え、次のように主張した。

「日本の体育は現在に於ける日本民族の精神と身体との特徴と欠点を科学的に研究して其の基調の上に打立てられねばならぬ。否従来と云えども、之はなされ来ったのである。けれども其の企ては、充分科学的であったとは云えないであろう。此等は最も根柢ある、最も適切なる日本民族の体育を打ちたてねばならぬ。而してこの事は各人の深き研究にまつことは云うまでもないが、一方国家の現在及び将来のために国家が当然なされねばならぬことが甚だ多いであろう。而して日本の体育は最も根柢ある、善良なるものが最良の方法によって普及し、徹底するように導かれねばならぬ。<sup>(114)</sup>」

このように主張した二宮は、「日本の体育には確実なる統制」が必要であり、そのためには研究機関と指導者督学機関、すなわち(1)国家最高の研究所、(2)体育の国家主義ならびにその方針を決定す

る常設的体育調査機関、(3)中央と地方を直結する督学指導機関の設置を要求するとともに次のように述べている。

「我国の体育を一層適切に進展せしめ、普及徹底せしむるには体育其のものを一層日本民族化するために一層研究し、調査し、一層権威あるものとせねばならぬ。而して其の体育は研究、調査機関の完備と共に充さるべきであり、而して国家には監督、指導、善導して之を普及、徹底せしむる力が必要である。そのために現状の監督指導機関を完備せねばならぬ。其處に於て国家は始めて完全にして統制ある体育活動をなし得るであろう。<sup>(115)</sup>」

一方飯塚晶山は、体育哲学は体育学の建設を課題とし、その体育学は「固より哲学的体育学であって、説明的、応用的な科学ではなく、一種の文化科学に準ずるものである」と規定し、さらにこう述べている。すなわち飯塚は、「哲学は目的理想の学であると共に、所謂本質の学である限り、体育学に対しても某の目的理想論以外、体育の全野に亘り本質問題の解明に寄與する」ものであり「体育学の主要なる内容は、体育本質論と体育理想論とに分つことが出来る<sup>(116)</sup>」という。

そして飯塚は、体育の本質を「教育者を価値にまで高めんとする活動によって、直接被教育者自身の身体を通じての自己価値化的活動を促進する作用である<sup>(117)</sup>」ととらえる一方、「体育理想は全体としての人生を、より理想的の状態に近づけしんが為め、優秀なる文化内容を有する自立の一員、即ち文化的人格を養成する」ことにあり、それは同時に「真善美聖の絶対価値を社会人生の標準とする<sup>(118)</sup>」文化主義の立場に位置することを意味すると主張した。

#### 大日本体育学会の体育科学論

同学会は、まず「体育学は新時代の自覚せる人間の体育に対する新しき要求に応じて将来に建設せんとしつつある新科学である<sup>(119)</sup>」とし、その「新時代の新しき要求とは、国家的対立の現世界的情勢に立って、真に優勢なる国家国民として世界を指導し、人類に福祉を與えんと欲する要求である。とみたのである。そしてその「優勢なる国家国民」とは(1)人間としての使命の自覚、(2)国民としての使命の自覚、(3)その使命の有力な実践力を保持している国民を意味しており、そのためには「甲、人間的及び国民的自覚を喚起し、涵養するための靈的教育、乙、国民的家踐力を喚起し、涵養するための精神的教育（普通の智意的教育）、丙、国民的家踐力を涵養するための体育<sup>(120)</sup>」が要求され、なかでも「体育は身体及び精神を強健ならしめ、以て国民の使命の強力なる実践力の涵養を主目標とし、之を通じて靈の喚起及び涵養にも関與することを以てその任務とする<sup>(121)</sup>」ことから体育の科学的確立が歴史的に要請されているというのである。

こうして同学会は、体育学の性格ならびにその対象を次のように規定した。

「体育学は体育の目的を実現する必須なる知識の系統的組織体を構成し、其の応用を研究するを以て其の任務とする。従って体育学には体育を研究対象となし、体育の本質、体育に関する事実、規範等を主として身体的領域に於て、更に体育の任務に関係する限り於て精神的、靈的領域にも及ぼし、研究し、体育なるものの真相を明白にし、科学的体育法を樹立せんとする科学である。主として身体的領域を中心として研究する点に於て、靈的教育学と精神的教育学と、その領域を異にすると共に、自然科学と密接に関係し、然も精神的、靈的領域にも及ぶの点に於て、精神科学とその本質を異にし、人間の使命を実現すべき個人的実践力の涵養の一方法として、体育学の確立を対象とする点に於て一切の自然科学と全く対象を異にする。

かくの如くに、体育学は精神科学と密接に関係すると共、その主対象は精神そのものにあらずして、人間の靈、精神、身体的実践力の涵養の一方法の樹立に存し、自然科学と密接に関係すると共

に、その主対象は自然現象にあらずして霊、精神、身体的現象の喚起、涵養の方法に存する。

而してかかる特殊の方法を対象とする科学を、従来の科学に見出すことは出来ない。是れ体育学なる新科学の要求せらるる所以であり、又独立の科学として成立し得る根源的條件である。<sup>(122)</sup>

ではこの特殊な性格をもった科学としての体育学の方法とはなにか。この点について同学会は、「体育学の領域は、心身の両面に跨るが故に精神的並に自然科学的方法の全部を応要に必じて利用し、更に体育学特有の方法を使用する<sup>(123)</sup>」と述べ、また隣接科学との関連についてはこういつている。

「体育学を構成せる知識を分析して、之を固有の科学領域に解消せしむれば、その幾部分は解剖学、組織学、生理学、病理学、衛生学、物理学、化学、心理学、教育学、人間学、倫理学等に還元せられるべきと雖も、体育学の知識は是等の集合又は綜合によって得られるべきものにあらずして、全然新しく構成すべき知識であり、体育的知識としては他の何れの科学にも解消し得ざる体育学にのみ属ししむべき知識である。茲に体育学が独立の科学たる科学的根拠がある。<sup>(124)</sup>」

そして特に体育学と衛生学の関係について触れ、次のようにとらえたのである。

「衛生学は人間の身体の知識並に自然的環境内に存し、人間の身体に影響を與える諸過程の知識を根柢として、人間の身体的健康を維持し、強力ならしむることを以て、その任務とすると概括して大過ないであろう。(中略)之に反し、体育学の対象は身体的、精神的、靈的領域に属して居る。

従って研究の領域に大差がある。体育学は身体的領域に於ても、又特にその身体的発達をその主目標とする。然るに衛生学に於てはこの身体的発達を主対象として居らない。加之前にも述べたる如く体育学は、一方に於ては人間の精神、就中特に人間精神の自覚の喚起と確立を身体的活動を通して実現せんと欲する。<sup>(125)</sup>」

体育学の性格ならびに対象を既述のように規定した同学会は、体育学概論の内容を(1)体育の目的である心身の健康および機能の増進に関する体育目的論、(2)心身相関の発達を反則とした体育方法論、(3)体育研究方法論、(4)国家的、民族的立場にたった国民の体質、体格の改善を目的とする国民体育学、国民体質学の4領域にわけたのである。

#### (4) ファシズム体育運動組織論

日本精神主義的体育論や体育科学論が提起される一方で、ほぼ昭和9年から11年にかけて体育、スポーツ組織とファシズムの再編が主張されていった。この体育、スポーツ組織の再編論は、具体的には昭和8年5月、文部省主催の全国体育運動主事会議において体育、スポーツ組織の統制、すなわち全国種目別スポーツ団体と県体育協会との統合が問題にされたことに端を発したとみられるが、さらに極東大会への満州国参加問題がこれに加わり、それらの問題を引き金にしながら次第にスポーツにおけるインターナショナリズムとナショナリズムの問題として論じられていった。

##### 竹内一の日本主義体育運動組織論

この体育、スポーツ組織の再編問題を中心的に論じたのは竹内であった。竹内には「全日本運動競技総合の眞の統制を望む」(昭和9年)、「体育運動競技の統制を論ず」(昭和9年)、「スポーツのアマチュアリズムとナショナリズム」(昭和9年)、「概念的スポーツのイデオロギー及びスポーツのインターナショナリズムに就て—再びスポーツのナショナリズム及びアマチュアリズムを論ず—」(昭和9年)、「明日の日本運動競技を論ず」(昭和10年)、「一般社会体育運動団体の統制を論ず」(昭和11年)等の論文がある。

竹内は、まず「現在我が日本の体育運動界に取り残された重要な問題が三ある」という。すなわ

ち「其の第一は、従来の模倣時代を過ぎて我が古来伝統の日本精神の打込まれた独特の体育運動競技を創設すべきことであり、第二の問題は、体育行政機関の拡充であり、最後の問題は敢えて茲で言わんとする一般体育運動団体の統制である。<sup>(126)</sup>」

そして竹内は「何故に体育運動競技団体は統制せられるべきか？<sup>(127)</sup>」と問い、それは体育運動の普及、発展のためであると同時に、体育運動が社会教化としての性格をもつがために統制されるべきであると次のようにいっている。

「凡て運動競技が唯それをやる人に依って、個別的に、純アマチュアな気分で、個人的生活の一エンジョイメントとして存立すべきを全一的に肯定するなれば、最早それは論外の儀ではあるが、私達は、特に適当なる体育運動競技の精神的影響の点に於て、甚大なる社会教化の一事業であり、其の一分子である陸上競技の普遍、強化、発展のためにはより合理的な統制を必要とすべきを痛感している。(中略)要は、現代諸種体育運動競技の正当な普及、発達こそは現代必要とする社会教化の使命を有するものであり、其の事業たるや一個の社会事業であり、斯る見地からその事業のよりよき強化のためには適正なる統制を必要とすべきことを述べ来つたに過ぎない。それはスポーツの持つ技術的強化、実力向上のためにも緊要のことである。

このために、文部省体育課を基本として全国各府県の体育協会を網羅する体育行政的の必要も生じて来るであろう。又現在漸くにして形成を見んとする各種日別全国的団体の綜合たる日本運動競技連合の機運促進にもなろうと信ずる<sup>(128)</sup>。」

竹内はまた体育運動が統制されるべき第二の理由として「現代日本に漲る国家観念、又社会意識とスポーツ意識の不調和<sup>(129)</sup>」が存在しているが、「現代日本の体育運動の傾向は、その正しき伸展のために、厳然たる学校並びに社会体育運動の二分子が分化され、各々異なったコースを進み行くべき機会にあるが、また、現非常時打開の国家的一大雰囲気に乗ぜられて、強大なナショナリズムの色彩の許に、斯る分化の問題は些細の行事として、打って一丸とした団結の許に国民総動員の体育運動を実現すべき秋に直面しつつあると思う<sup>(130)</sup>」とナショナリズムとスポーツの結合を強化すべきことを指摘したのである。

竹内は、スポーツに内在する「インターナショナリズムの美点は認容すべき」であるが、しかし「現日本が政治、経済其他凡ての社会的諸問題に関し先ず堅実純粹な日本主義<sup>ニッポンニズム</sup>を確立し、然る後国際的の交渉に進出すべき秋に直面すべきと同様に、現在我が国の運動競技界としてもこの方針、傾向を執るべき」であり、そのために「日本運動競技会の完全なる統制<sup>(131)</sup>」が必要であると主張したのである。

国家主義的な体育運動組織の統制に対する竹内の要求は、こうして次第にスポーツにおけるインターナショナリズムの否定に向って展開されていったが、それは極東大会への満州国の参加問題がきっかけとなった。

極東大会は改めていうまでもなく、大東亜共栄圏の盟主を自認する日本の政治、経済、軍事等の面にわたる帝国主義的膨張政策の一環として創始されたものであり、この極東大会に日本の傀儡である満州国の参加に対して当時の中国が反対したのである。竹内は、この問題に関連して「今、仮りに、世のスポーツ批評家を以って自ら任ずる人々や、スポーツ事業の実際家や体育指導者に、スポーツが純真なアマチュアリズムのもので終始すべきものになるか将又、一国の国家的イデオロギー又は社会意識を背景とするナショナリズムの性質たるべきかに就いて質問を呈するとき、将して早断を以ってその依って執るべき態度を解答する人や幾人ある!!」と問い、かつ次のように述べている。

「体育とかスポーツも我々人類の現在まで到達し来った歴史的生活の中に一地位を占有する生活様式の一つ」であり、「従って、斯るスポーツが当然及ぼした個人的及び社会的影響も決して単一ではあり得ない<sup>(132)</sup>」とともに、「スポーツはそれを行う個人又はグループの中にのみ精神的影響の及ぼされるものであり、体育はそれをやる個人には集団外の人々にまで精神的影響を伝える身体的運動であり、換言すれば一つの教化の意味を帯び来ったものは、それは単なるスポーツに非ずして体育の領域に包含さるべきものであると思う。」それ故に「二ヶ年一回の明治神宮大会や四ヶ年一回の極東選手権大会、国際オリンピック競技は、その及ぼす求道人心の影響に於て、一国の名誉と総意とを代表する点に於て、最早スポーツの分野を脱して一個の社会教化を意味する社会体育であると信ずる。」

この立場から竹内は、「従来スポーツの技術的方面にのみ経験を持つ、所謂スポーツ界の人々に依ってのみ現日本の体育界が支配され、体育の精神的な根本的観念に乏しく、換言すればスポーツと体育を混同し来った人々に依って明治神宮体育大会や極東並びに国際オリンピック出場が立案され、実行され来った点に大いなる矛盾がある。(中略)現在明治大帝の御聖徳を奉賛すると言う誠に敬虔な意味から生れ出た挙国一致的な我が日本のオリンピック祭が明治神宮体育大会なるが如き一私的団体に依って、而もその内容たるや前述の如き単純なるスポーツの限界にある人々の手に依って凡て支配される事や、国家的に形式、内容共密接な関係のない純アマチュアスポーツ団体の集合体である大日本体育協会の手によって国際オリンピックゲームが処理されることは誠に潜越も甚だしいと言いたい。(中略)今一つの欠陥は、現今漸くにして我が日本の凡ての文化が『則日本』の一大スローガンの許に反省し、日本文化の樹立大系に邁進すべき秋にも不拘、スポーツのみがインターナショナルイズムの夢をいつまでも追っていることである。(中略)凡て国際的スポーツのゲームがインターナショナルフェロシップに貢献することは認容するが、国民の総意を代表し得ない欠陥を持つ、所謂『スポーツ外交』としての斯るゲームが如何程の實質的效果を有し得るや!?今回の極東参加の決意を行った大日本体育協会の態度を以て『結局行きたいから満州国を置きりにしてマニラに立った』など評せられるのも斯る徒らなるスポーツのインターナショナルイズムの夢を追求するアマチュアリズム信奉の徒輩に依って大日本体育協会が構成されているからだ。今日本は凡ての人々が一步後退して真に日本体育の樹立に反省すべき秋である。<sup>(133)</sup>」

そして竹内は、「大古に於ける吾々祖先のスポーツが純真な遊戯、レクリエーションなものであり、現在我々の持つスポーツが仮令スポーツマンスピリット又はライクに基いたとしても、強い国家的又は社会的イデオロギーの色彩を有することを否定することは出来ない。特にこの観念は、我々が国際的スポーツの競技に於て最も鮮明である。吾々幾度か国際競技の場裡に於て、日章旗の許に勝ちて泣き、負けて泣いたか!!斯くして、筆者の考では、現代我々の持つスポーツはアマチア精神に基づくナショナルイズムの色彩を有すべきを肯定する<sup>(134)</sup>」と主張するとともに、日本民族主義的体育、スポーツの確立を訴えたのである。

「それは日本スポーツ、体育の凡ての系統、機能の建直しだ。凡ての人々が深甚の関心を以て我等の日本体育を創造することだ。分化であり、総合である。スポーツと体育とが自らある限界点を持つことだ。日本国民の総意を真に代表し得る国際オリンピックシステムを樹立すべきだ。而も一步内省して我等日本民族の真の体育刷新を考慮すべき時だ。

斯る気運は数ヶ月を出でずして何等かの形を以て当然爆発し来るであろう。<sup>(135)</sup>」

佐々木等も「国民体育運動に対する私見<sup>(136)</sup>」（昭和9年）において「約二十年間の国際スポーツの発展は目覚ましいものがあるが、その国際スポーツなるものが、一部の限られたるものの独占的結果となりたることは否定することの出来ない事実である。（中略）国際スポーツなるものは、余りに開花して居ることが一つの弊であって、もっと大衆の体格の改善が国家の将来の為に必要なることである」と国民体育の発展を阻外してきたものがスポーツの国際化傾向であると批判し、「吾人は、国家的活動の見地より眺めるとき、徒らに娯楽的な要素に充てるものを以てすることは好適なるものとは考えない」と述べるとともに、スポーツの大衆化が緊急の課題であり、「国民生活に即した体育法、国民生活に即したスポーツ」が実践されるべきであり、そのための体育、スポーツ組織の確立を主張したのである。

一方鶴岡英吉は、「スポーツの統轄問題」（昭和9年）のなかでスポーツ団体を中央統制すべきであると次のように主張した。すなわち現在の日本の体育運動組織には「全日本アマチュア・スポーツの統轄団地」である大日本体育協会と「各種の体育運動を明治神宮に奉納する団体」である明治神宮体育会の組織があり、そのことが体育運動の完全な統一を妨げている。これを統一する組織として総合運動競技団体の設立が嚆に上っているが、「全国スポーツをを法制上から統轄するには内閣直属の体育管理機関を各省の上に置いて全国的の各団体を統轄する外に途はない<sup>(137)</sup>」と。

同じように体育組織の中央集権的な統制を主張したのは吉田清であった。吉田は、「体育運動団体の構成型<sup>(138)</sup>」（昭和8年）と題して地方体育団体は国家と地方の関係と同様に中央組織に服従し、従属すべきであるとした。

「協会は国家形成の組織体から言えば君主政体をなすものである。所謂キングダムである。

関係者で組織された中央体が総ての権力を掌握し、地方は中央から派遣若くは任命された地方委員によって統制されている。地方の独立性を認めることなく一切の中央の権力内に置くのである。

即ち、フェデレーションである。地方に於ては本部代表者はあるが、その代表者は地方から選出されたのではなく、本部からの任命によって存在するのである。（中略）之を国家の組織体から言えば、中央の各省大臣の命令は、府県知事が之を受けて府県内の統治事務を行い、府県知事は更に、市町村長にその市町村内の統制事務を委任し、中央政府の命令の徹底を期すのである。斯くの如く、直接なり、間接なりに中央政府は各地方の実権を掌握している。『斯く決めた。』『斯く行え』と中央政府が命ずれば、地方は之に服する義務があるのである。中央の体育協会で「本年の競技は左の通り定む」と発表すれば、地方団体は之を遵奉しなければならぬ。そうしなければ、その地方団体に與えられた権限は剝奪される。<sup>(138)</sup>」

こうした体育、スポーツ組織に対するファシズム支配への要求は、国家総動員体制の強化が進むなかで思想統制策とからみあいながら現実のものとなっていった。すなわち昭和14年には明治神宮体育大会は政府（厚生省）の主管となり、昭和16年には文部大臣を会長とする大日本学徒体育振興会が設立され、さらに大日本体育協会は、昭和17年に内閣総理大臣を会長とする大日本体育会に再編されていくのである。

## 註

- (1) 「鳥取大学教育学部研究報告」教育科学第23巻 昭和56年
- (2) 「現代日本思想史 5」 荒川幾男 1977 pp17~18
- (3) 荒木は、「日本帝国の使命」と題する一文のなかでこう書いている。

「日本は目して『武断主義の国』と見做し、或は『侵略主義の国』と称するのは、全く皮相の見解であつて、日本の武は只管平和を求むるためにのみ、用いられている事実を知らぬ者の言である。日本が如何に平和を愛好し、如何に人類の安寧と福祉とを熱求しているかは、列聖の詔勅至るところに高調されてあるとおり、極めて明々白々であるが、日本はこの大理想を達成するためにこそ武を尚ぶのである。」(「国民体育」昭和8年1月号 P4)

以下断りのない限り引用は現代かなづかいとした。

- (4)この統制令について戸坂潤はこういつている。学生野球は、「野球が技術的に発達し、又ファンの眼が肥えて来るに従つて(中略)野球の中心は学生生活から純スポーツ技術に移らざるを得なくなる。」そこから「半学生運動的・半企業的・学生野球と純職業野球、野球企業との関係が色々発生する」が、文部省の統制令は、「入場料と分配金の制限という純企業統制上の条件に代へることによって「文部省自身、学生運動野球から企業野球への必然的な動きの前に、譲歩したことを意味する」ことになる。またこの統制は「肉体の運動能力を賭ける一つの勝負事として、一つの市井的な社会現象なのだから、之を『体育主事』的に解決することは元来出来ない。(中略)精々統制出来るものは、スポーツのイデオロギー的要素位いなもので、例えば半軍事的観念に帰着する『東洋体育協会』の問題に尽きるだろう。」(「戸坂潤全集」第4巻 頸草書房 昭和42年 P P411~412)
- (5)「体操」昭和8年6月号 P13
- (6)同上誌 P13
- (7)同上誌 P15 原文のまま
- (8)「体育と競技」昭和9年4月号 P91 以下断りのない限り、引用文の句読点是一部引用者とする。
- (9)同上誌 P91 原文のまま
- (10)「近代日本教育制度史料」第11巻 講談社 昭和31年 P296
- (11)同上書 第14巻 P436
- (12)「近代日本思想史講座 指導者と大衆 5」伊藤整 家永三郎編 筑摩書房 昭和38年 P107
- (13)塩谷宗雄「国民体育運動の建設を提唱する理由」『体育と競技』昭和9年8月号 P25
- (14)日本ファシズム教育政策史 久保義三 明治図書 1969 P240
- (15)同上書 P240 野村のことば。
- (16)同上書 P P243~244
- (17)「最近体操集成」隆文館 大正6年 P P376~377 傍点引用者
- (18)「最近体育思潮」同文書院 昭和6年 P P80~83
- (19)「新興小学校体育」初等教育研究会編 大日本図書 昭和7年 これは第38回全国訓導(体育)協議会の報告書である。
- (20)「児童生活を基調とせる学校体操の再吟味」同上書 P215
- (21)同上書 P P216~217
- (22)同上書 P P217~218
- (23)「学校体操の正道」同上書 P222
- (24)「小学校体操指導の反省」同上書 P247
- (25)同上書 P250
- (26)同上書 P P9~11
- (27)同上書 P P117~118
- (28)同上書 P119
- (29)同上書 P120
- (30)同上書 P P128~129
- (31)「小学校体育教材の選擇について」同上書 P166
- (32)同上書 P166
- (33)同書 三橋体育研究所刊 P P1~2
- (34)同上書 P P2~3
- (35)同上書 P9 傍点三橋

- (36) 同上書 P P 19~20
- (37) 同上書 P P 247~252
- (38) 同上書 P 262
- (39) 同書 東京体育連盟会出版部 P 50
- (40) 同上書 P 51
- (41) 同上書 P 53
- (42) 同上書 P P 54~55
- (43) 「体操科指導者より教授要目改正への希望」『体育と競技』昭和10年3月号 P 16
- (44) 「学校体育」昭和5年10月号 P P 9~12

かつて永井道明とともに、学校体操教授要目の普及に尽力した三橋が教授要目に対する批判を展開するに至ったその背景には、三橋の体育観と教授要目のそれとが相入れないものであったことは否定しえないにしても、永井、三橋が東京高等師範学校を辞職せざるをえなかったことが大きな影響を与えたものと考えられる。この点について真行寺朗生は、二人の辞職が永井と可児徳、永井と校長嘉納五郎との反目、さらには学内の学閥やさまざまな派閥争いの結果によるものであることを指摘する一方、次のように記述している。

「一般的にこれを概観すれば、体操科の教授は進歩、発展の道程を辿りつつあったが、これを部分的に観れば甚だしく不統一で混乱の状態を呈して居った。然るに改正要目の発布と共に、各学校は必ず此の要目に準據すべき事となったので、中央は勿論、各地方に於ても講習会や、研究会等が盛に挙行せられて、新要目に準據すべくいづれも熱心に協力しつつあることが窺知される。

然るに茲に甚だ奇観とすべきは、野人の頭とも目すべき永井、三橋の両氏が、改正要目の発布後、著書に雑誌に改正要目に対する兎角の批判を下しつつあった一事である。かの参考要目たる大正二年制定のそれに対して従来極力これに準據すべきかの如く議論より実行へと唯一のモットーとして奨励、鼓吹し来った永井道明氏は、今回（大正15年の改正要目一註）の要目に対して極めて冷淡に要目は即ち要目である。研究は各個の自由である。自由の研究より得たることは十二分に実行すべきである。盲従的に準據するの不必要なることを強調したり、或る書肆に命じて教育書刊行の広告としては実に醜劣・汚穢殆んど空前絶後と称するに足るべき誇大にして又陋劣なる広告を出させたりしたことがあった。」（『近代日本体育史』日本体育学会 昭和10年 浅見文林堂 P P 503~504）

- (45) 「体操界の最近傾向と實際家の使命」『体育と競技』6月号 P P 9~10 「一部の人々」とは永井、三橋等を念頭においているのであろう。
- (46) 同上誌 P P 10~11
- (47) 同上誌 P 11
- (48) 「小学校体育現下の問題(二)」『体育と競技』2月号 P 7
- (49) 同上誌 P P 22~23
- (50) 同上誌 P 6
- (51) 同上誌 P 6
- (52) 「体育と競技」3月号 P 10
- (53) 同上誌 P P 10~11
- (54) 同上誌 P 11
- (55) 「ブック氏の体操を見つめて」『体育と競技』1月号 P 13
- (56) 同上誌 P 14
- (57) 「学校体育の振作について」『体育と競技』2月号 P 7
- (58) 同上誌 P 6
- (59) 「学校体操教授要目の疑義に就いて」『体育と競技』9月号 P 32
- (60) 同上誌 P P 34~35
- (61) 「学校体操教授要目の調査に当って体育者の望む基本的なもの」『体育と競技』昭和10年3月号 P 5
- (62) 「改正さるべき現行学校体操教授要目の打診」『体育と競技』昭和10年3月号 P 5

佐々木等は、教授要目の質的な変化をこう評した。「過去十年間に於ける我国の教育思想は、国際主義的な思潮に傾いて居たのであるが、此の数年間に、国家主義的な教育思潮に転換して来たことは、今回の要



目改正に、影響して居ると見てよいのである。即ち、前要目制定頃は、オリンピック主義に捉われて居た傾向があったけれども、新要目が出る頃には、国家主義的教育思潮が濃厚になったということは見逃せないことである。」(「遊戯及競技改正の要点」「体育と競技」昭和11年7月号 P12)

(63) 篠原の身体論については拙稿「体育における身体論について」「鳥取大学教育学部研究報告」(教育科学) 第20巻 第2号 昭和53年 参照

(64) 「教育断想」宝文館 昭和13年 P125

(65) 同上書 P130

(66) 「世界教育学選集 55」梅根悟 勝田守一監修 梅根悟編 明治図書 1970 P P168~169

(67) 宝文館 序 P1

(68) 「教育断想」P133

(69) 同上書 P62

(70) 「我が校に於ける運動綱領」「体育と競技」昭和11年12月号 P72

(71) 同上誌 P75

(72) 「体育と競技」4月号 P P8~9

(73) 「常時及び非常時と体育」「体操」10月号 巻頭言 P1

(74) 「スポーツ道の考察」「体育論文集」村地長孝 二宮文右衛門 寺沢殿男 大谷武一監修 目黒書店 昭和8年 P125

(75) 同上書 P107

大谷は、「体育改善の根本問題」(「教育学研究」第11巻)においてもほぼ同様の主張を行っている。

(76) 「国民体育」1月号 P P13~15

(77) 「国民体育」5月号 P P14~15

(78) 「新しき国家に於ける体育」「体育と競技」1月号 P57

(79) 同上誌 P57

(80) 「一九三四年の体育思想」「体育と競技」昭和9年12月号 P85

(81) 同上誌 P P86~87

(82) 同上誌 P P86~87

(83) 同上誌 P87

(84) 同上誌 P87

(85) 同上誌 P P88~89

(86) 同上誌 P89

(87) 同上誌 P89

(88) 「体育と競技」5月号 P P22~24

(89) 「体育と競技」8月号 P P42~44

この論文のほか大石には「ポーデに於ける体育の方法としての意志と表現」(村地, 二宮, 寺沢, 大谷監修 前掲書 所収), 「体育に於ける意志の訓練について」(「体育と競技」昭和8年9月号), 「現代と意志の体育」(昭和10年9月号 10月号)などがあり, ポーデの体操論や体育における意志の問題について考察している。なおこの時期大石姓と前川姓の論文があるが, 大石姓に統一した。

(90) 「体育と競技」3月号 P P43~45

(91) 同上論文「体育と競技」昭和10年4月号 P28

(92) 「二五九五年に於ける日本体育思想と自己反省」「体育と競技」昭和10年12月号

(93) 同上誌 P13

(94) 同上誌 P13

(95) 同上誌 P14

(96) 「体育と競技」1月号 P P7~11

(97) 「体育と競技」8月号 P12

(98) 「二五九五年に於ける日本体育思想界と自己反省」前掲誌 P P6~8 傍点引用者

三隈一成の「行動主義について 特に体育と技との聯関について語る」は、「体育と競技」誌の昭和10年6月号、8月号に掲載された。三隈は、行動主義が「要するに、マルキシズムが岩礁に乗りあげだした此の両三年以来の所謂『不安』の、前進的打開の中最も重視されるものであること、そしてその岩礁の一つは唯物史観が見逃していた個人と社会との関係、延いては身心の問題であり、今一つは弁証法の直し」から生れたという。そして三隈は、「体育の為の体育か」、「社会問題解決のための体育か」と問題を提起した。

- (99) 同上誌 P 14~15  
 (100) 同上誌 P 15  
 (101) 「体育学成立の科学的根據」初等教育研究会編 前掲書所収 P 20~21  
 (102) 「体育学の性質並びにその可能について(-)」 「体育と競技」昭和10年7月号 P 10  
 (103) 同上誌 P 10  
 (104) 同上誌 P 10  
 (105) 「体育学の方法及び概念規定に対する原理」 「体育と競技」昭和9年11月号 P 56  
 (106) 「体育学の性質並びにその可能について(-)」前掲誌 P 11  
 (107) 同上誌 P 11  
 (108) 同上誌 P 12  
 (109) 同上誌 P 12  
 (110) 同上誌 P 13  
 (111) 初等教育研究会編 前掲書 P 21  
 (112) 同上書 P 25  
 (113) 同上書 P 22~23  
 (114) 前掲論文 「体育と競技」 1月号 P 2  
 (115) 同上誌 P 5  
 (116) 前掲論文 「国民体育」昭和9年4月号 P 17  
 (117) 同上誌 P 17  
 (118) 同上誌 P 18  
 (119) 前掲論文 「体育と競技」 11月号 P 10  
 (120) 同上誌 P 11  
 (121) 同上誌 P 12  
 (122) 同上誌 P 13  
 (123) 同上誌 P 14  
 (124) 同上誌 P 14  
 (125) 同上誌 P 15  
 (126) 「一般社会運動団体の統制を論ず」 「体育と競技」昭和11年7月号 P 35  
 (127) 同上誌 P 36  
 (128) 「全日本運動競技綜合の眞の統制を望む」 「体育と競技」昭和9年1月号 P 7~8  
 (129) 「一般社会運動団体の統制を論ず」前掲誌 P 37  
 (130) 「体育運動競技の統制を論ず」 「体育と競技」昭和9年2月号 P 13  
 (131) 「明日の日本運動競技を論ず」 「体育と競技」昭和10年1月号 P 22  
 (132) 「スポーツのアマチュアリズムとナショナリズム」 「体育と競技」昭和9年2月号 P 23  
 (133) 「概念的スポーツのイデオロギー及びスポーツのインターナショナリズムに就て——再びスポーツのナショナリズム及びアマチュアリズムを論ず——」 「体育と競技」昭和9年6月号 P 3~4 傍点竹内  
 (134) 「スポーツのアマチュアリズムとナショナリズム」前掲誌 P 24  
 (135) 「概念的スポーツのイデオロギー及びスポーツのインターナショナリズムに就て——再びスポーツのナショナリズムとアマチュアリズムを論ず——」前掲誌 P 4

この竹内のナショナリズムとアマチュアリズム論について大石は、こう論評している。

「竹内一氏は、『スポーツをアマチュアリズム』とナショナリズムに分極させて取扱っている。併しながらアマチュアリズムは、むしろプロフェッショナリズムに対立するものである。個人主義（自由ともなる）は、

国家社会主義に対立するものである。従って国家主義スポーツにもアマチュア・スポーツは存在する。スポーツが国家理想に従って、その価値を実現せんとしてもアマチュア・スポーツと少しも抵触しない。所謂アマチュア・スポーツの殿堂と目せられるオリンピック・ゲームスが独逸で行われるからとて何の不思議でもないだろう。寧ろアマチュア・スポーツを指導する態度が個人主義であるか、国家主義であるかによってアマチュア・スポーツの内容が返って来るのである。再び云う国家主義とアマチュアリズムとは対立概念ではない。この点氏の説は正鵠を射てない。」(「一九三四年の体育思想」前掲誌 P88)

(136) 「体育と競技」昭和9年7月号 P P91~92

(137) 同論文(二) 「体育と競技」昭和9年7月号 P 5

(138) 「体育と競技」9月号 P 34

### 参考文献

「近代日本学校体育史」 竹之下休蔵 岸野雄三 東洋館出版社 昭和34年

「続現代日本教育政策史」 海老原治善 三一書房 昭和42年

(昭和57年5月15日受理)

